

パブリック・コメント手続（意見募集）

## 横須賀市地域福祉計画（案）

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

### 意見募集期間

令和5年（2023年） 令和5年（2023年）

11月17日（金）～12月6日（水）

令和5年（2023年）11月

横須賀市社会福祉審議会

お問い合わせ先：横須賀市民生局福祉子ども部福祉総務課

電話 046-822-8245（直通）

## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

# 意見の提出方法

1 提出期間 令和5年(2023年)11月17日(金)から12月6日(水)まで

2 提出先 横須賀市民生局福祉子ども部福祉総務課企画担当

3 提出方法

○ 次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・ 民生局福祉子ども部福祉総務課(横須賀市役所分館2階⑤番窓口)
- ・ 市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・ 各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 民生局福祉子ども部福祉総務課

(3) ファクス 046-822-2411(民生局福祉子ども部福祉総務課)

(4) 電子メール hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp(民生局福祉子ども部福祉総務課)

4 注意事項

○ 書式は特に定めておりません。

○ 提出に当たっては、住所及び氏名を明記してください。市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

# 横須賀市地域福祉計画（案）の概要

## 1 策定する計画の概要等

### (1) 概要

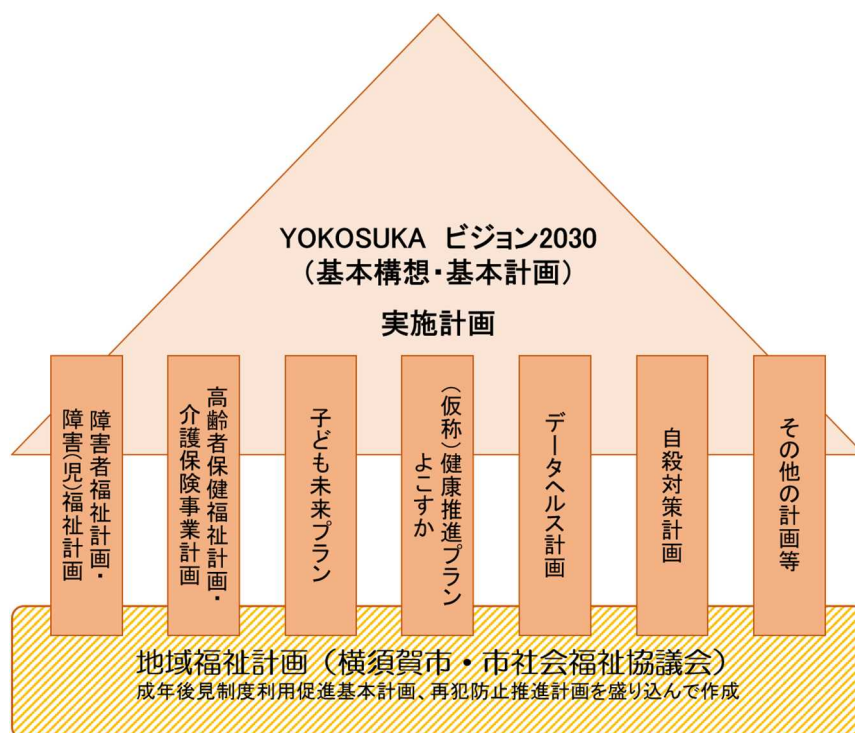
人口減少、少子・高齢社会の到来や、人々の意識の移り変わりに伴い、地域社会の在り方が変化している中、住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会と一体となって本計画を策定します。

一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、「YOKOSUKAビジョン2030（基本構想・基本計画）」に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。



(3) 根拠法令

社会福祉法第107条第1項（市町村地域福祉計画）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

（成年後見制度利用促進基本計画）

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項（地方再犯防止推進計画）

(4) 名称

横須賀市地域福祉計画

(5) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで（6年間）

計 画 期 間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	横須賀市地域福祉計画 （横須賀市成年後見制度利用促進基本計画を含む）					横須賀市地域福祉計画 （「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び 「横須賀市再犯防止推進計画」を含む）					
	第5次地域福祉活動計画 【市社会福祉協議会策定】								中間 報告	現状 把握	計画 策定

(6) 重層的支援体制整備事業について

地域福祉計画が目指す、住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、重層的支援体制整備事業を活用し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」の5事業を一体的に実施し、地域における課題解決や包括的な支援を推進します。

## 2 基本理念

# 「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主演として自律的に生活することができるよう支援していきます。

また、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

市と市社会福祉協議会は地域住民や地域の各主体とともに支援の輪を重ね「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現を目指します。

## 3 計画の基本目標

### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

支え手と受け手の垣根を超え、日々の生活において、不安や悩みを抱える人に寄り添います。誰もがどこかにつながるができるよう、課題解決を図るための仕組みづくりを進め、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

### (2) 包括的・継続的な支援体制の充実

地域におけるネットワークでは解決できない課題や誰に相談してよいか分からない課題については、福祉の総合相談窓口である「ほっとかん」で受け止め、関係機関とともに解決に向け支援していきます。

また、世代や属性を超えて多様化する課題や制度のはざまにある様々な課題を解決するため、課題を丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

### (3) 多様な担い手の育成・参画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、多様な担い手の育成・参画に努めます。

また、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、各福祉分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

### (4) 心のバリアフリーの促進

「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」という考え方のもと、全ての住民が住民相互の絆を感じ、他者に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識を醸成できるよう心のバリアフリーを促進します。

#### 4 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会福祉専門分科会（以下「分科会」といいます。）において、具体的な検討を行っています。

なお、分科会長には県立保健福祉大学教授が就任しているほか、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、公益社団法人横須賀市シルバー人材センター、横須賀市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会、横須賀市障害者施策検討連絡会、横須賀市保育会、横須賀市立小学校長会、横須賀市連合町内会の各役員と市民公募委員2名を含む全11名の委員で分科会を構成しています。

#### 5 策定スケジュール

令和5年 1月	◎市長から社会福祉審議会委員長へ諮問（令和5年1月31日） ○第16回福祉専門分科会（同日） （計画策定について分科会へ付託、次期計画策定について）
5月	○第17回分科会（5月30日） （策定方針決定、地域別意見交換会、市民アンケート、策定スケジュールについて）
7月	○第18回分科会（7月11日） （計画関連事業の実施状況（市）、市民アンケート調査速報、地域別意見交換会について）
8月	○第19回分科会（8月17日） （市民アンケート調査、地域別意見交換会、骨子（案）について）
9月	○第20回分科会（9月29日） （計画関連事業の実施状況（市社協）、市民アンケート調査確定報、地域別意見交換会、骨子（案）について）
11月	○第21回分科会（11月6日） （パブリック・コメント案について） ◎第46回社会福祉審議会（11月14日） （全体会においてパブリック・コメント案を検討） ○第22回分科会（11月30日） （パブリック・コメント手続の中間報告）
令和6年 1月	○第23回分科会（令和6年1月16日） （パブリック・コメント手続の報告、計画案の提示） ◎第47回社会福祉審議会全体会（令和6年1月31日） （全体会において答申）
3月	議会報告・計画公表 ●市議会3月定例議会において一般報告（計画）





# 横須賀市地域福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

（案）

令和5年（2023年）11月

横須賀市社会福祉審議会

# 横須賀市地域福祉計画（案） 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	
(1) 計画策定の背景	2
(2) 基本理念	2
(3) 計画の基本目標	3
2 計画の位置付け	
(1) YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係	4
(2) 福祉分野の個別計画との関係	5
(3) 地域福祉活動計画との関係	5
(4) 計画期間	5
(5) 法との関係	6
(6) 重層的支援体制整備事業	7
第2章 現状と課題	9
1 現状	
(1) 人口・世帯の動向	10
(2) 高齢者の動向	13
(3) 障害者の動向	16
(4) 子ども・子育ての動向	18
(5) 生活困窮者の動向	20
(6) 外国人の動向	21
2 市民意見等の聴取	
(1) 市民アンケート調査結果	22
(2) 地域別意見交換会実施結果	26
(3) 市社会福祉協議会各部会会員からの意見聴取結果	33
3 課題	36
第3章 計画の体系	39

<b>第4章 施策の方向性</b> .....	41
1 地域における支え合いの基盤づくりの促進	
(1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進 .....	42
(2) 地域における健康増進の取り組みの支援 .....	46
(3) 地域における交流の促進 .....	48
(4) 地域における見守り体制の充実 .....	52
(5) 災害に備える地域づくりの促進 .....	56
2 包括的・継続的な支援体制の充実	
(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化 .....	60
(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充 .....	64
(3) アウトリーチ支援の拡充 .....	66
(4) 権利擁護の取り組みの支援	
【成年後見制度利用促進基本計画】 .....	70
(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進	
【横須賀市再犯防止推進計画】 .....	72
3 多様な担い手の育成・参画の推進	
(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進 .....	78
(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成 .....	82
(3) 福祉団体の活動の支援 .....	84
4 心のバリアフリーの促進	
(1) 他者に対する思いやりの心の醸成 .....	88
(2) ソーシャルインクルージョンの促進 .....	90
(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進 .....	94
<b>第5章 地域福祉の推進体制</b> .....	97
1 評価指標の設定 .....	98
2 推進体制 .....	99



# 第1章 計画の概要

---

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

### (1) 計画策定の背景

これまで国は、高齢者や障害がある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実に取り組んできました。しかし、「ダブルケア」（育児と介護を同時に行う状況）や「8050問題」（高齢の親が社会的に孤立している子供の生活を支えている状況）、「ヤングケアラー」（本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと）などさまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースに加え、ひきこもりや支援拒否による社会からの孤立、虐待や暴力などの社会問題が増加しています。

このような地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、国は属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました（令和3年4月1日施行）。

様々な課題に直面し、地域社会の在り方が変化している中、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けるまちを実現するために、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）と一体となって本計画を策定します。

### (2) 基本理念

#### 「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主役として自律的に生活することができるよう支援していきます。

また、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

市と市社会福祉協議会は地域住民や地域の各主体とともに支援の輪を重ね「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現を目指します。

### (3) 計画の基本目標

#### ① 地域における支え合いの基盤づくりの促進

支え手と受け手の垣根を超え、日々の生活において、不安や悩みを抱える人に寄り添います。誰もがどこかにつながるができるよう、課題解決を図るための仕組みづくりを進め、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

#### ② 包括的・継続的な支援体制の充実

地域におけるネットワークでは解決できない課題や誰に相談してよいか分からない課題については、福祉の総合相談窓口である「ほっとかん」で受け止め、関係機関とともに解決に向け支援していきます。

また、世代や属性を超えて多様化する課題や制度のはざまにある様々な課題を解決するため、課題を丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

#### ③ 多様な担い手の育成・参画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、多様な担い手の育成・参画に努めます。

また、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、各福祉分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

#### ④ 心のバリアフリーの促進

「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」という考えのもと、全ての住民が住民相互の絆を感じ、他者に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識を醸成できるよう心のバリアフリーを促進します。

#### 【地域の捉え方】

地域福祉は、地域住民と横須賀市、市社会福祉協議会が一体となって推進するものであるため、これまで住民参加による福祉活動の実績を蓄えてきた18の地区社会福祉協議会の活動範囲を「地域」の単位として捉え、活動を促進しています。

一方で、住民が行う地域活動の中には、生活に最も身近な町内会・自治会や連合町内会、地域の支え合い団体による活動など地区社会福祉協議会とは活動範囲が一致しない活動があります。

また、地縁によるものではなく、活動の目的や内容によりさまざまな形態をとっている活動もあります。

さらに、情報技術の進展などにより、最近ではSNS（Social Networking Service）によるつながりなど、バーチャルな社会におけるつながりも広がりつつあります。

このような多様なつながりを踏まえ、本計画では「地域」を暮らしやすさや生活上の課題を共有できる範囲として柔軟に捉えていくこととします。

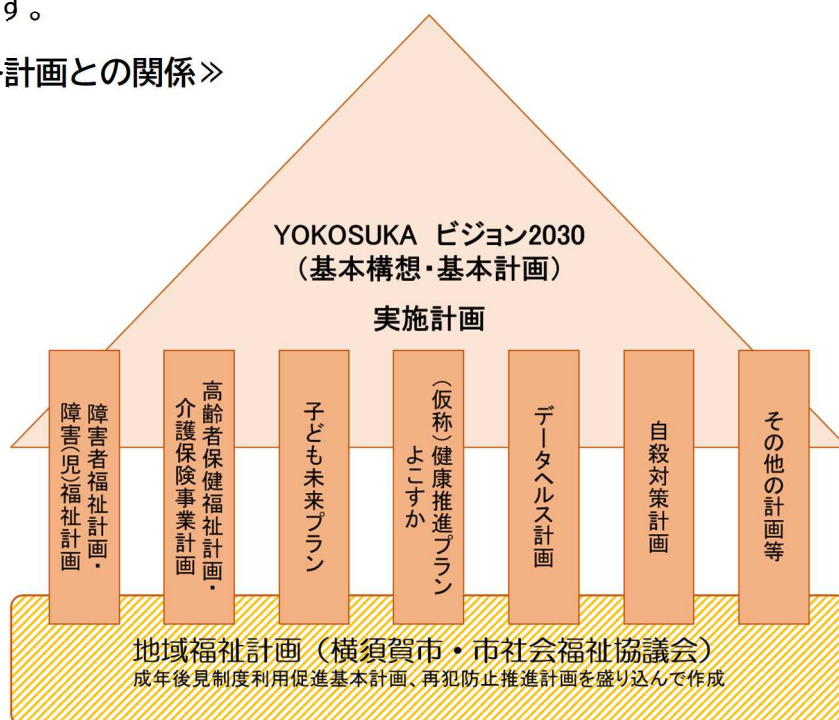
## 2 計画の位置付け

### (1) YOKOSUKAビジョン2030及び実施計画との関係

地域福祉計画は、本市のYOKOSUKAビジョン2030に掲げる「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」といった分野別未来像を実現するための、各福祉分野の基盤となる計画です。

また、本市の福祉都市宣言、市民憲章、横須賀市地域で支える条例で目的として掲げる「地域住民が支え合い、安心して暮らせる社会」の具現化に向け、分野に共通する理念を示します。

《図表1 各計画との関係》



#### 【福祉都市宣言】(平成5年6月4日宣言)

横須賀市は、「都市基本構想」において、あたたかい連帯感のある「福祉都市」の実現をめざすことを定めた。市民すべてが、自らのしあわせを高め、健康で文化的な生活ができるよう、人間尊重と相互扶助の心に満ちた豊かでおもいやりのある、明るく住みよい横須賀市を築くため、たゆまぬ努力をする決意をし、ここに「福祉都市」とすることを宣言する。

#### 【横須賀市民憲章】(平成13年12月18日議決)

- 1 すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
- 2 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
- 3 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
- 4 お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
- 5 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

#### 【横須賀市地域で支える条例 (平成25年条例第87号)】

第1条 この条例は、地域活動に対する市民、地域活動を行う団体(以下「地域活動団体」という。)及び事業者の役割並びに横須賀市及び市職員の責務を定めることにより、安心して快適に暮らせる社会の実現に向けて、人と人との絆や近隣との連携を深めるとともに、心豊かなまちづくりを推進し、もって地域で支え合う社会を表現することを目的とする。



## (2) 福祉分野の個別計画との関係

平成12年(2000年)6月の社会福祉事業法等の改正により、旧社会福祉事業法が社会福祉法と改称され、同法第107条第1項に市町村地域福祉計画の策定義務が定められました。

本市では、地域福祉計画は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など、各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を盛り込んで策定するとともに、地域における支え合いの基盤づくりの促進、包括的・継続的な支援体制の充実、多様な担い手の育成・参画の推進、心のバリアフリーの促進といった各施策の方向性を示します。

## (3) 地域福祉活動計画との関係

令和5年(2023年)までは市が策定する「横須賀市地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と、それぞれの計画がありました。

この度、両計画の満了期間が同じであること、横須賀市と市社会福祉協議会が共に地域への働きかけを行うことで相乗効果が見込まれることから、一体となって本計画を策定しました。一体的に計画策定を進めることで、相互の役割を明確にし、地域ごとに異なる課題に即した支援の在り方を検討するなど、効果的な事業展開を図ります。

## (4) 計画期間

本計画は令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。

なお、現計画の中間評価及び次期計画の策定については、以下のとおり実施します。

≪図表2 計画期間≫

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
<p>横須賀市地域福祉計画 (横須賀市成年後見制度利用促進基本計画を含む)</p>						<p>横須賀市地域福祉計画 (「横須賀市成年後見制度利用促進基本計画」及び 「横須賀市再犯防止推進計画」を含む)</p>					
<p>第5次地域福祉活動計画 【市社会福祉協議会策定】</p>						<p>中間 報告</p> <p>現状 把握</p> <p>計画 策定</p>					

## (5) 法との関係

### ① 社会福祉法との関係

法第106条の3第1項で定める包括的な支援体制の整備を促進する観点から、平成29年(2017年)改正社会福祉法では、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

なお、国においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載するいわゆる「上位計画」として位置付けられておりますが、本市においては、各福祉分野の基盤となる計画として位置付けています。

令和2年(2020年)改正社会福祉法では、第106条の3の努力義務に基づき、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第1項第5号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、地域福祉計画を策定するすべての市町村が計画の中に盛り込むよう求めています。

### ② 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)との関係

成年後見制度は、民法の改正等により平成12年(2000年)に誕生した制度です。病気、事故等による障害などの理由により、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい人の法律行為を支える制度です。

しかし、成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年(2016年)4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が成立し、平成29年(2017年)3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)の5年間)が閣議決定されました。そして令和4年(2022年)3月25日に第二期基本計画が閣議決定されました。

地域住民の高齢化や認知症の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まっていることから、権利擁護が必要な方を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と成年後見制度利用促進法は、ともに地域住民の福祉の向上を目指しており、相互に関連しながら推進しています。具体的な施策や取り組みは地域によって異なる場合がありますが、地域福祉計画を通じて、成年後見制度の普及と地域福祉の充実に繋がることが期待されています。

### ③ 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）との関係

平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。現在の日本において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、罪を犯した人を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう、再犯防止に関する取り組みについて、防犯に関する取り組みと合わせて、地域福祉計画に盛り込んでいます。

このように、地域福祉計画と再犯防止推進法は、ともに地域住民の安全・安心を確保するために地域社会全体で取り組むことを目指しており、相互に関連しながら推進していきます。

## （6）重層的支援体制整備事業

地域福祉計画が目指す、住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現するため、重層的支援体制整備事業を活用し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「多機関協働による支援」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」の5事業を一体的に実施し、地域における課題解決や包括的な支援を推進します。

#### 【「促進」と「推進」の使い分け】

本計画書においては、主に地域の皆様が主体となる取り組みを「促進」、主に市や市社会福祉協議会が主体となる取り組みを「推進」として使い分けを行い、記載しております。



## 第2章 現状と課題

---

## 第2章 現状と課題

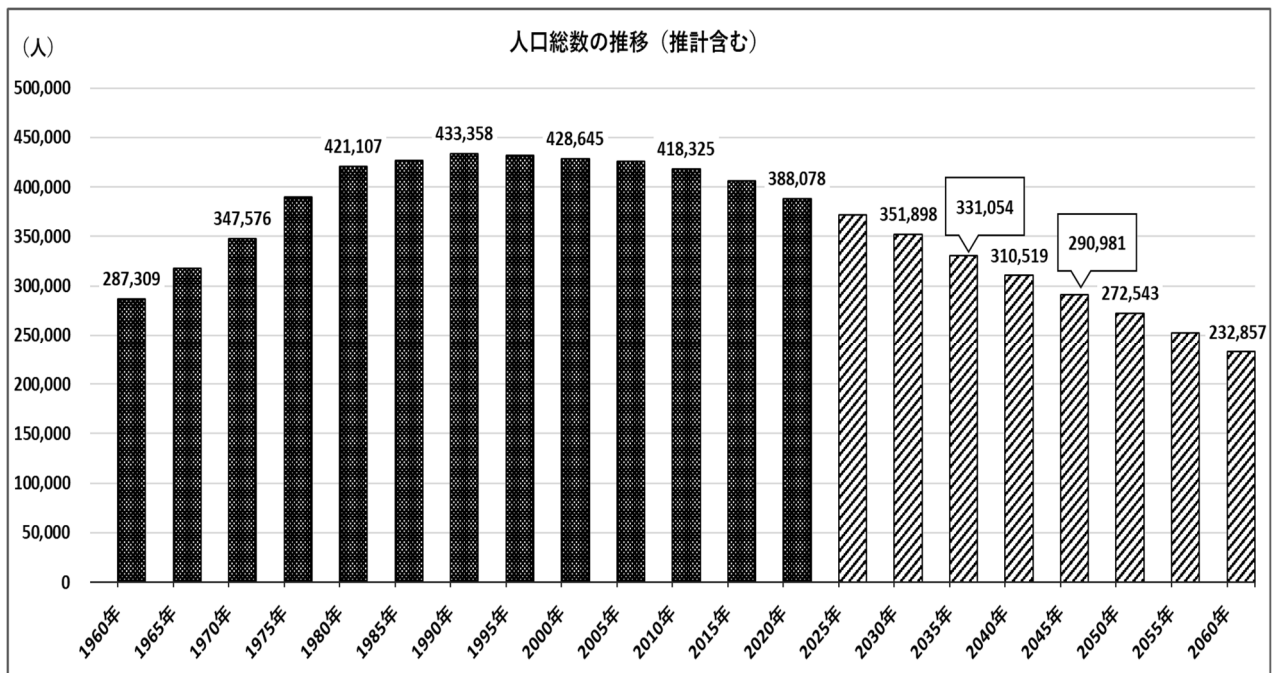
### 1 現状

#### (1) 人口・世帯の動向

##### ① 人口

本市の人口は、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までの10年間で約3万人減少しています。令和17年（2035年）には35万人を、令和27年（2045年）には30万人を割り込むと推計されています。

《図表3》

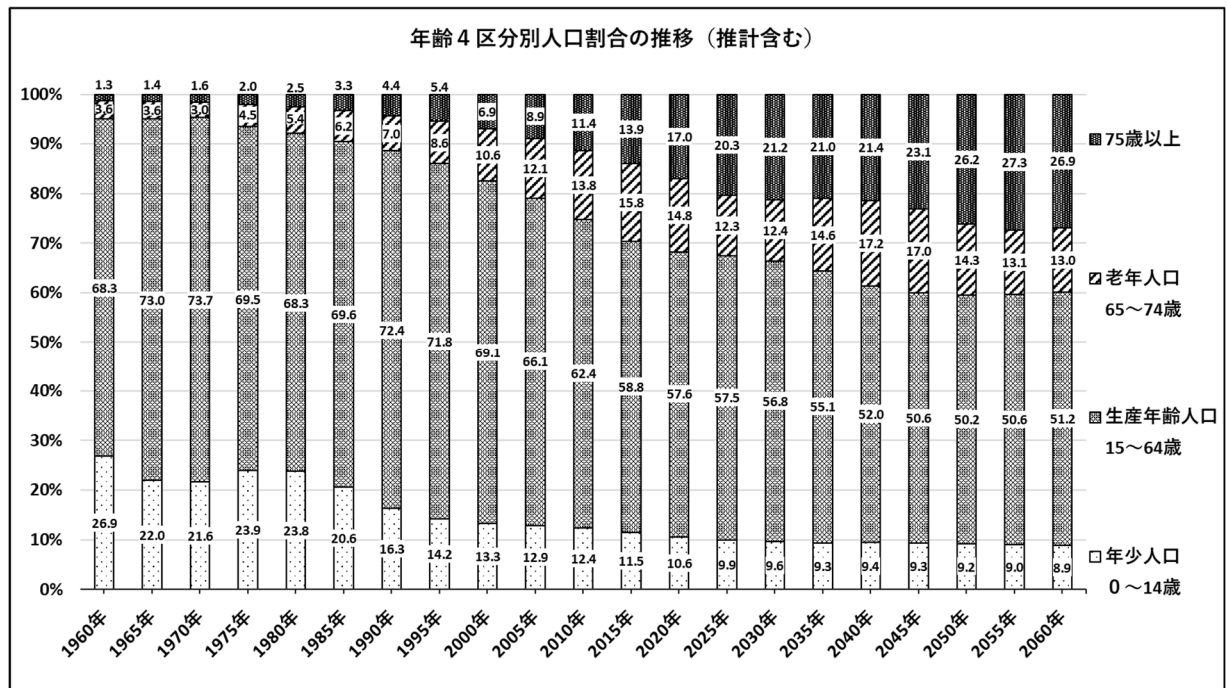


出所「横須賀市人口ビジョン（令和2年（2020年）3月改訂）」及び「YOKOSUKAビジョン2030」を基に福祉こども部作成

年齢4区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口の割合が減少する一方で65歳以上の老年人口は令和2年（2020年）には3割を超え、少子高齢化が進んでいます。

また、高齢者人口がピークを迎えると予測されている令和22年（2040年）には、高齢者の割合が38%を超えると見込まれています。75歳以上人口の割合はその後も高まり令和37年（2055年）にピークを迎えると見込まれています。

《図表4》

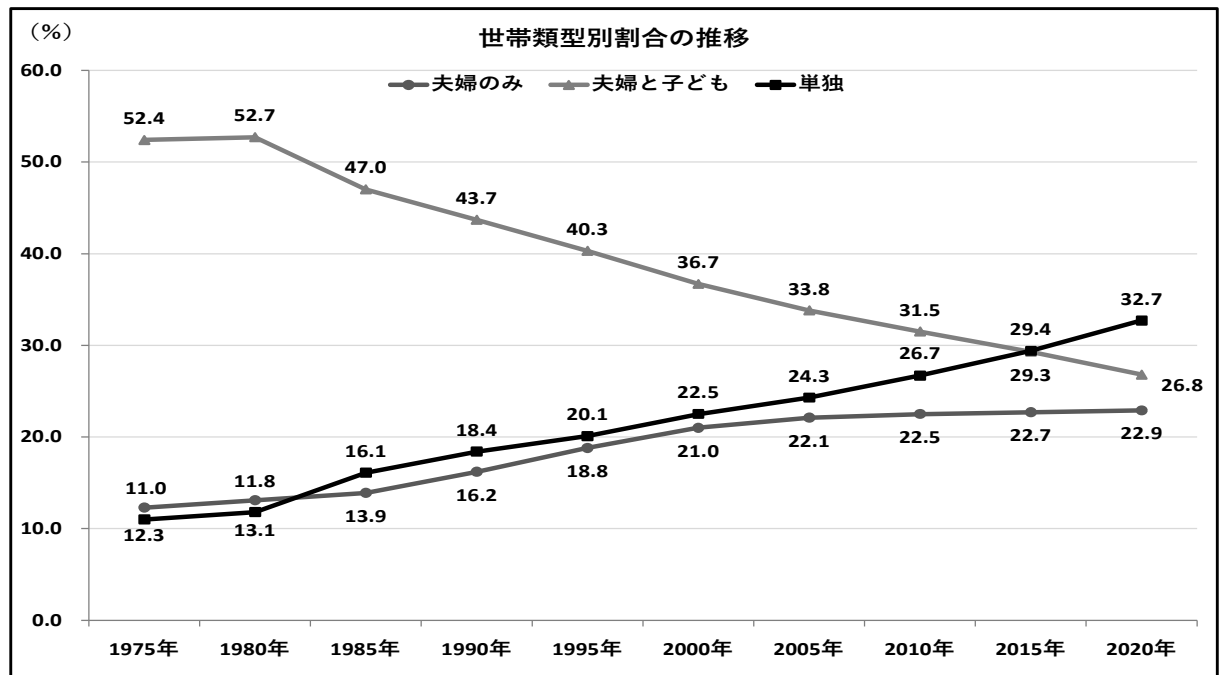


出所「横須賀市人口ビジョン（平成28年（2016年）3月）、（令和2年(2020年)3月改訂）」を基に福祉こども部作成

## ②世帯

「夫婦と子ども」世帯は減少傾向が続き、「単独」世帯は増加傾向となっています。平成27年（2015年）には単独世帯が世帯類型の中で最も割合が高くなりました。今後も「単独」世帯の割合が高くなると見込まれます。

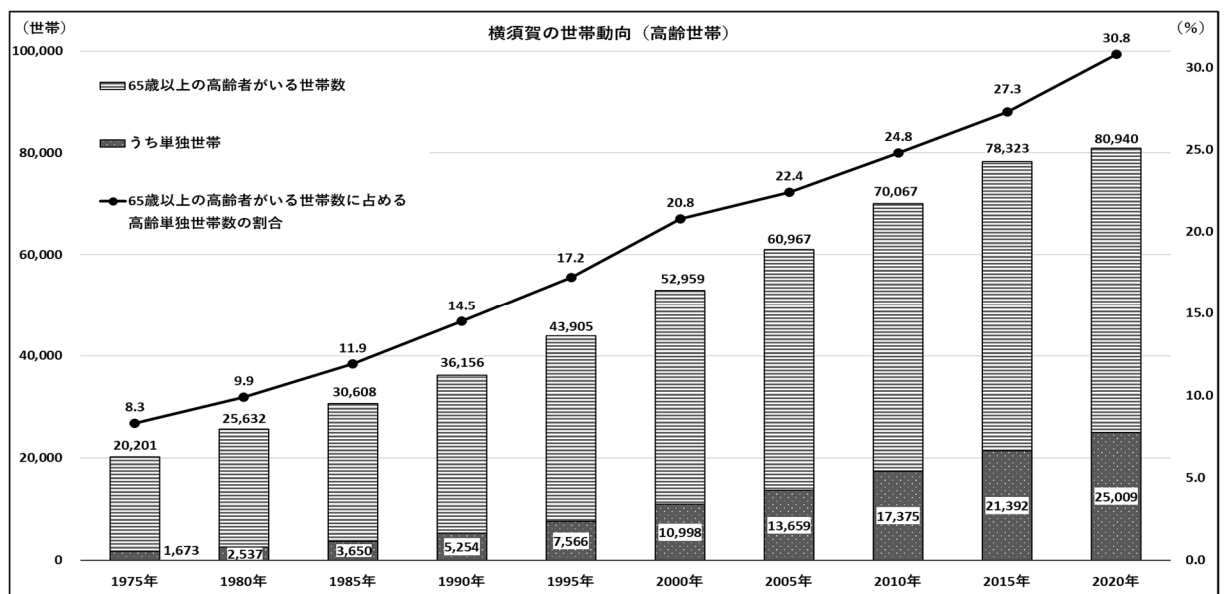
《図表5》



出所) 国勢調査 (各年度10月1日現在) を基に福祉こども部作成

65歳以上の高齢者がいる世帯数は年々増加しており、また、65歳以上の高齢者がいる世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も同様に高くなっています。

《図表6》



出所) 「横須賀市の将来予測と対応すべき政策課題の研究 (2015年2月)」及び総務省統計局「令和2年度国勢調査 世帯類型」(令和2年10月1日現在) を基に福祉こども部作成

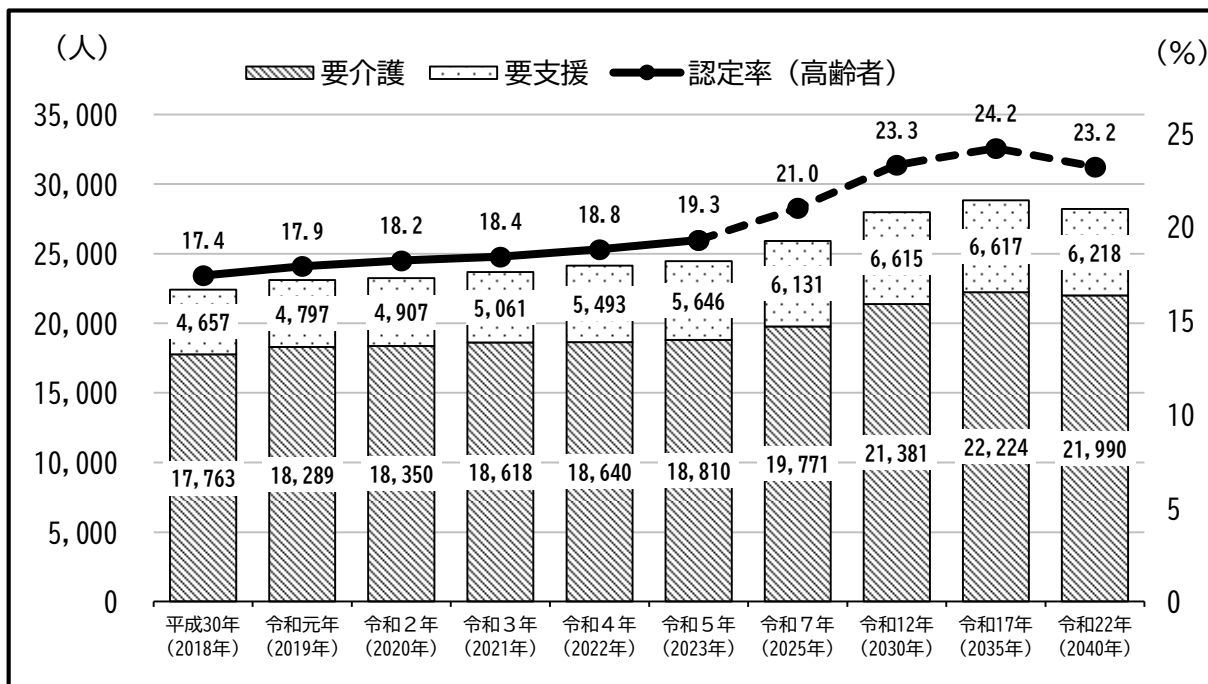


## (2) 高齢者の動向

全国的に少子高齢化が進む中、本市の高齢者人口も増加しています。

本市の要介護・要支援認定者数及び高齢者人口に占める要介護・要支援認定者数の割合も増加しており、介護保険の給付費のさらなる増加も見込まれます。

《図表7 要介護・要支援認定者数と要介護・要支援認定率》

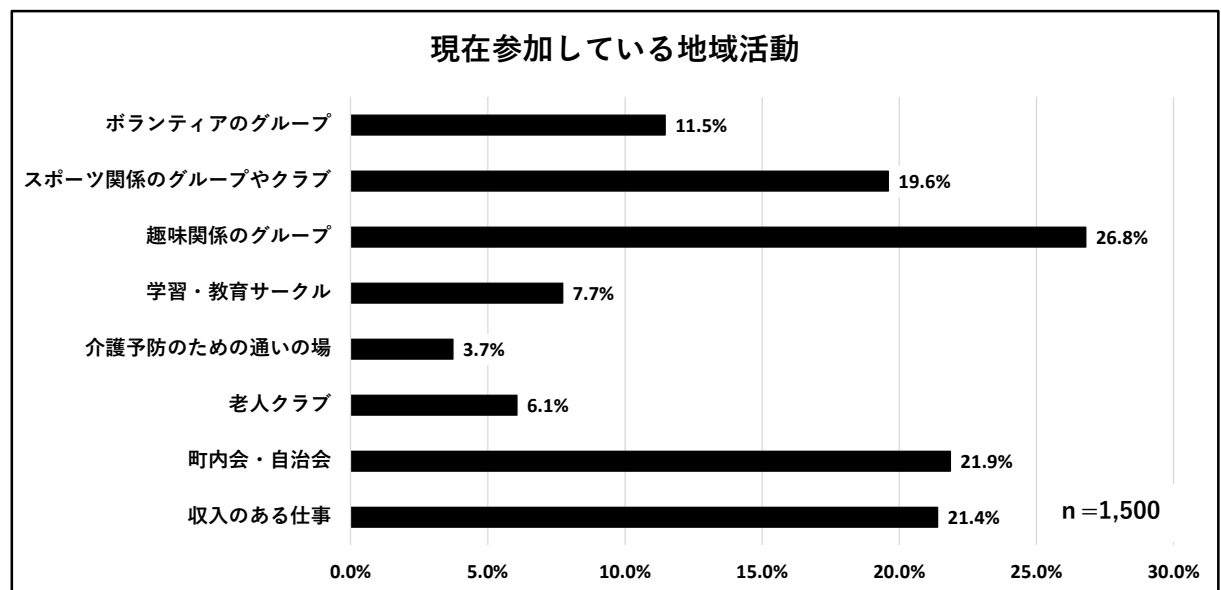


出所)「横須賀市高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画を含む)」より引用し福祉こども部作成

日常的な運動や社会的な交流を増やすことが健康寿命の延伸につながるという考えなどから地域活動に参加するという高齢者がいる一方で、参加している地域活動は特にないという高齢者も約4割います。

地域活動において、一番参加率が高いのは趣味関係のグループ（26.8%）、次いで町内会・自治会（21.9%）でした。

《図表8》

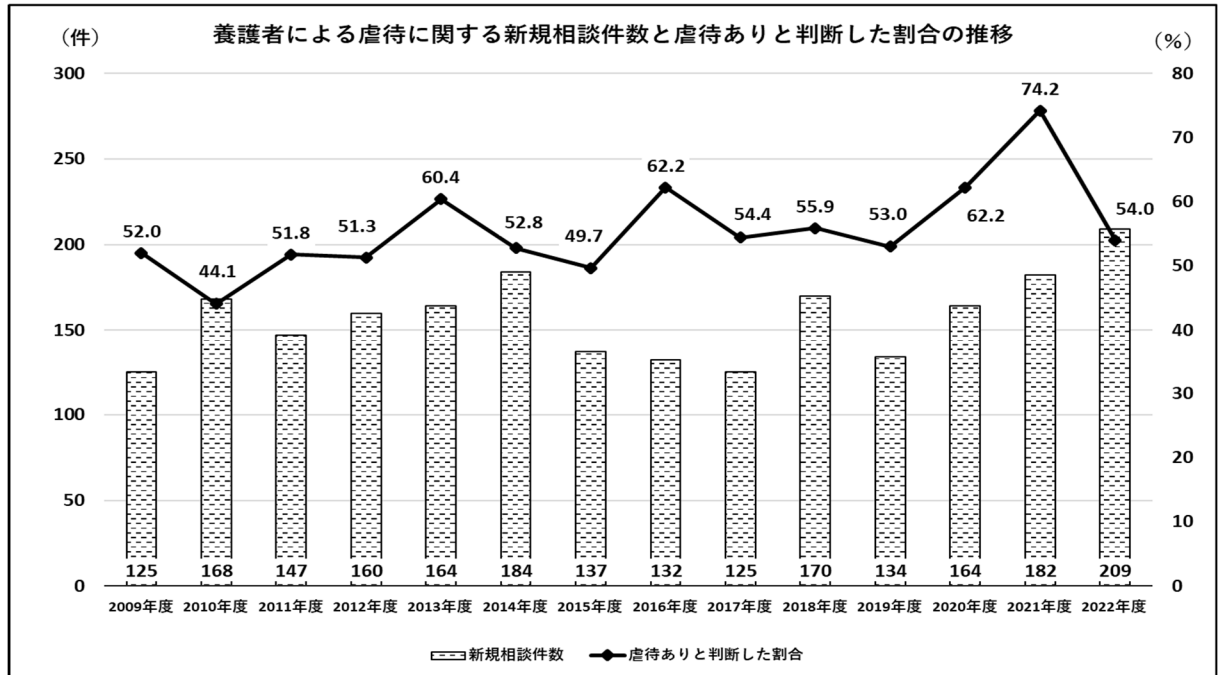


出所「横須賀市高齢者福祉に関するアンケート調査結果（令和元年12月1日現在）」を基に福祉こども部作成

全国的に養護者による虐待の相談・通報件数は伸びています。これは、わずかでも虐待の疑いがあるケースについては、情報共有を図るという方針のもと警察などの関係機関から通報される件数が増えたためです。

なお、令和4年度(2022年度)は「虐待あり」と判断した割合が低くなっています。これは、関係機関から通報があったケースのうち緊急性を要するものではないと判断されたものが多かったためです。

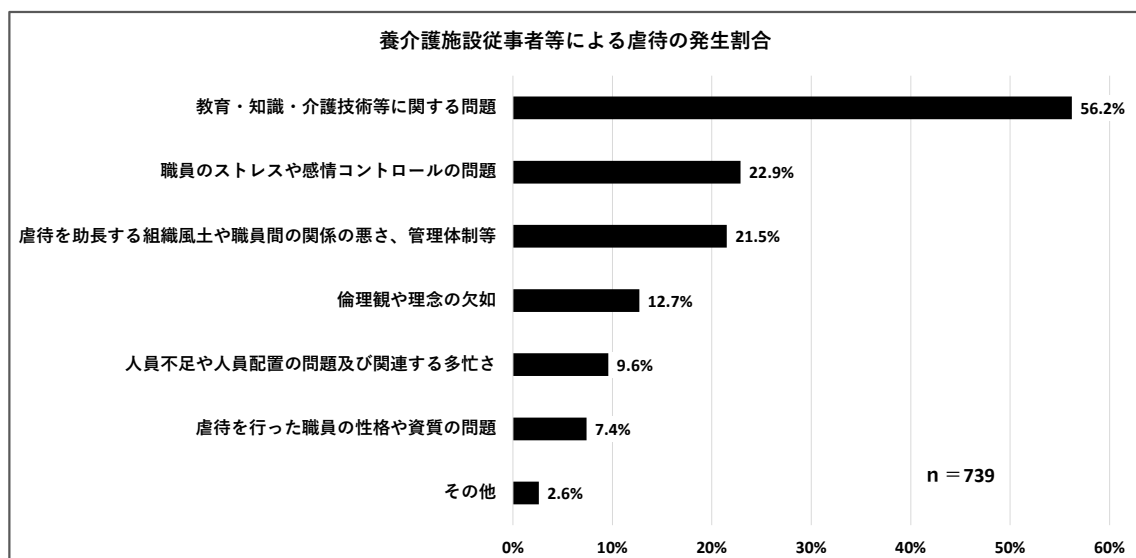
《図表9》



出所) 高齢者虐待通報対応件数を基に福祉こども部作成

養介護施設従事者による虐待の発生要因は介護者に対する「教育・知識・介護技術等に関する問題」が56.2%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が22.9%となっています。

《図表10》



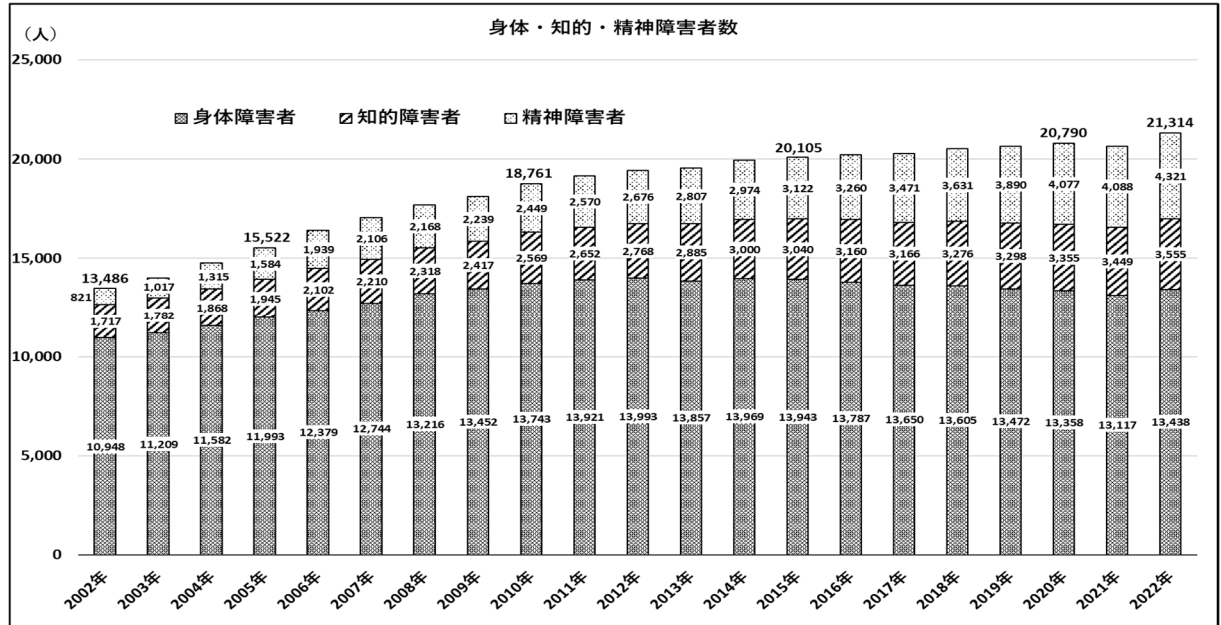
出所) 厚生労働省「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果(令和3年度(2022年度))(令和4年9月30日現在)を基に福祉こども部作成

### (3) 障害者の動向

全国的に障害者の総数は増加しており、本市も同様となっています。

本市の内訳としては、身体障害者は横ばいですが、知的・精神障害者は増加傾向となっています。

《図表11》

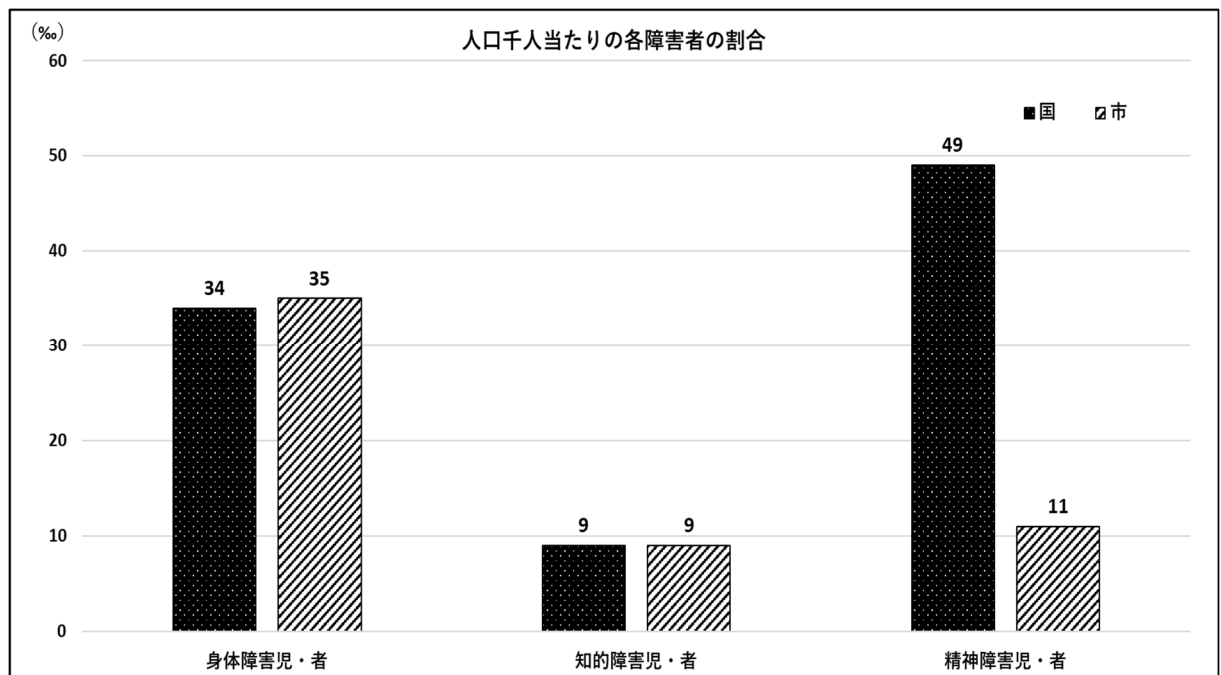


出所)「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付人数」を基に福祉こども部作成

国では、人口千人当たりの各障害者の人数を身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人と推計しています。

本市では、身体障害者及び知的障害者は国の推計と同程度となっていますが、精神障害者は人口千人当たり11人となっています。これは、精神障害児・者については、国と市では集計方法が異なるため、把握数が大きくかい離しているものです。

《図表12》



出所) 厚生労働省「障害者白書」、総務省統計局「人口推計」及び福祉こども部資料を基に作成

※ 精神障害児・者の把握数 国：医療機関が把握している人数（障害者白書「患者調査」）  
市：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人数

#### (4) 子ども・子育ての動向

未婚化や晩婚化が進む中、全国的に少子化が進んでいます。

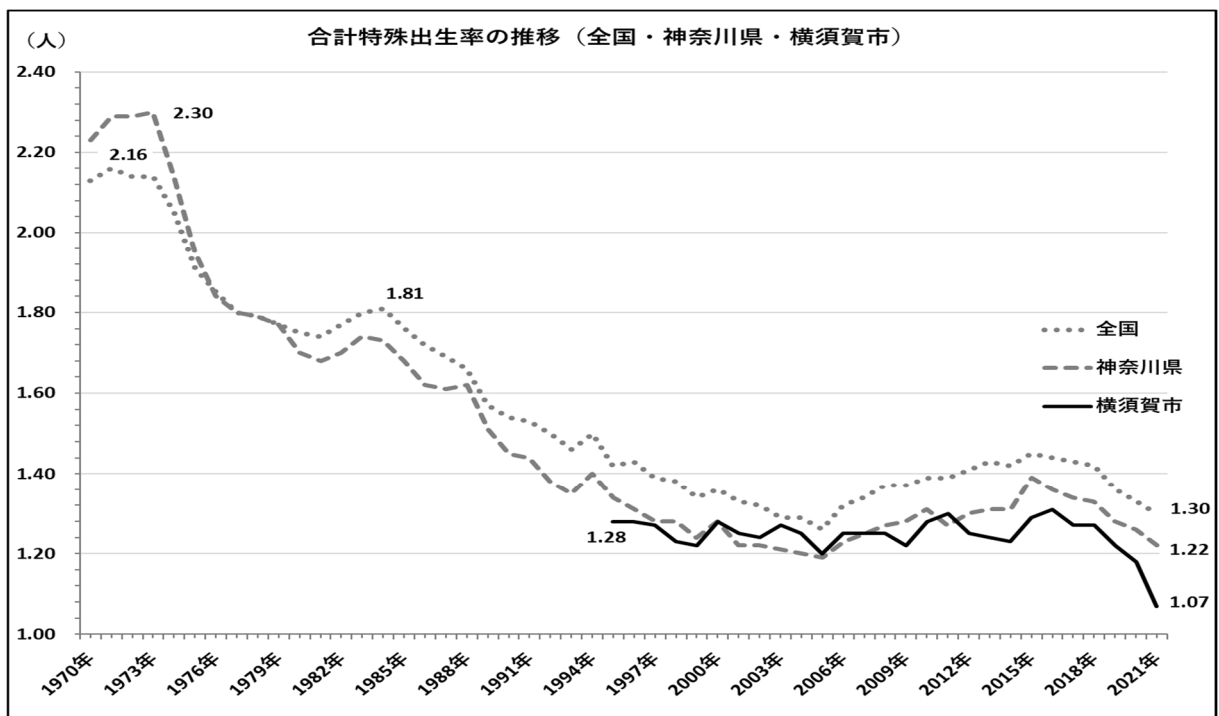
本市も年々、出生数が減少しており、合計特殊出生率は全国や県内の平均よりも低くなっています。

《図表13》



出所)「横須賀市人口ビジョン(令和2年(2020年)3月改訂)」及び横須賀市「衛生年報」(各年度10月1日現在)を基に福祉こども部作成

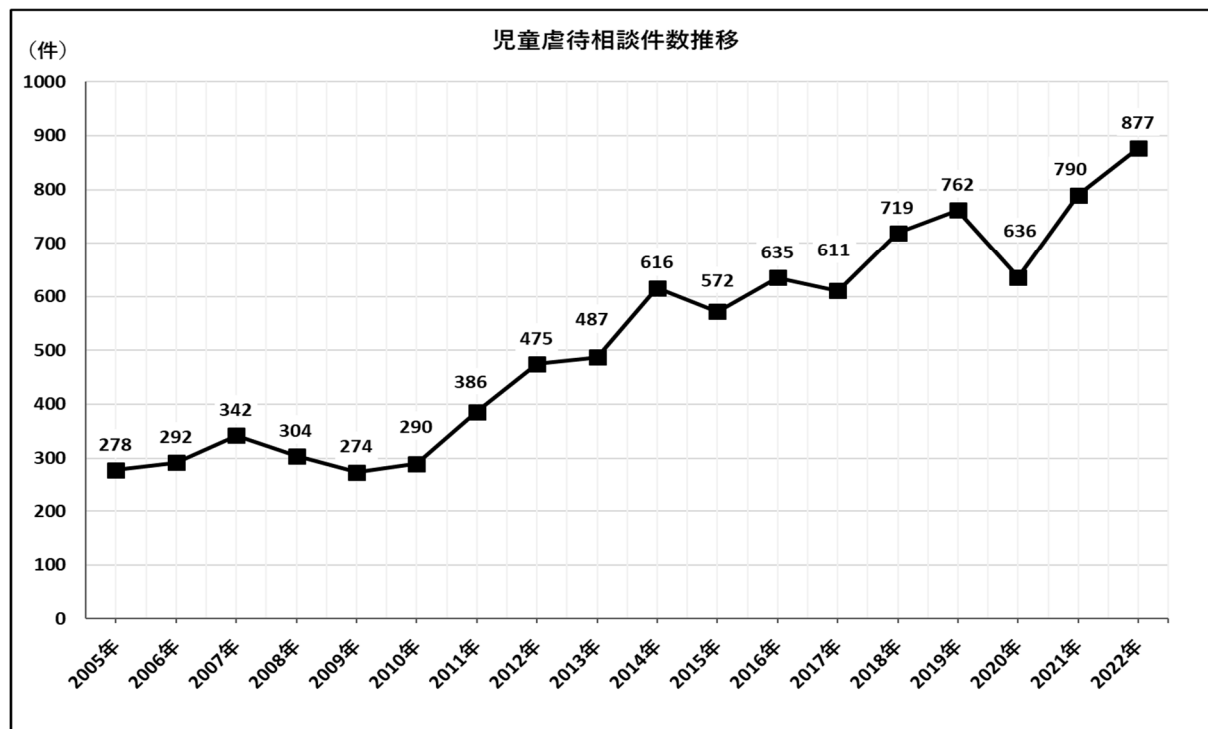
《図表14》



出所)厚生労働省「人口動態統計」(各年度1月1日現在)及び横須賀市「衛生年報」(各年度10月1日現在)を基に福祉こども部作成

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、生命をも脅かす児童虐待の相談件数は依然として増加傾向にあります。

《図表15》



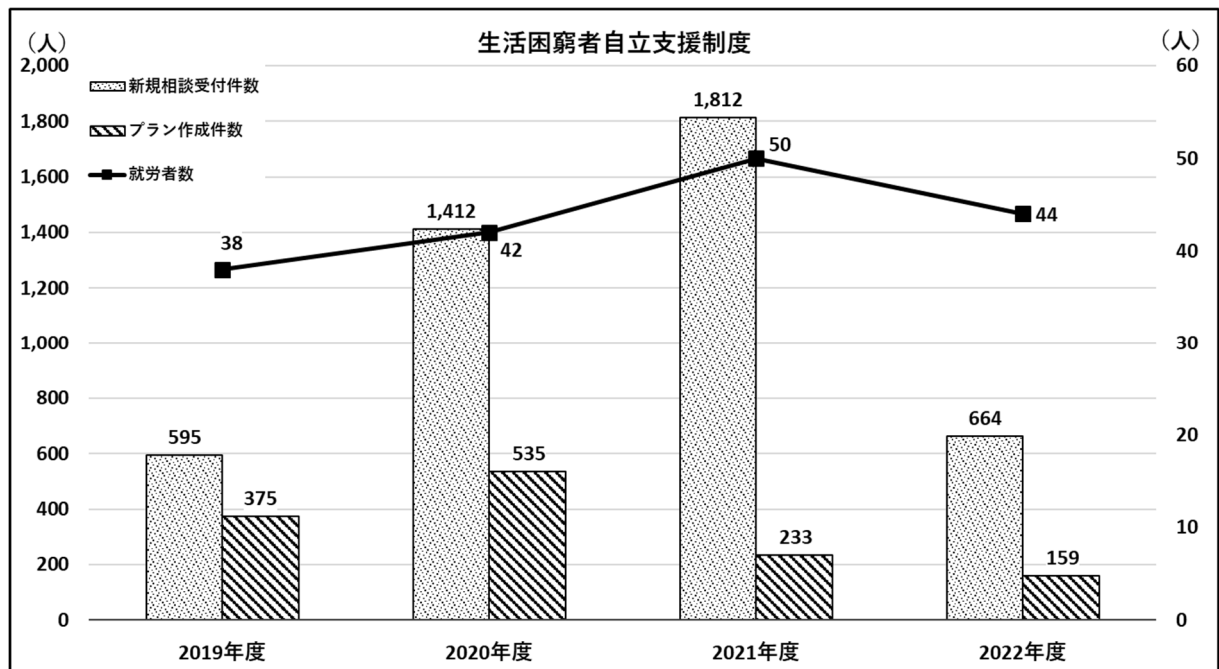
出所) 児童相談所事業概要を基に福祉こども部作成

## (5) 生活困窮者の動向

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため、平成27年（2015年）4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。

新規相談の受付件数は増加傾向にあり、2021年度が最も多いです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規相談受付件数が増加したものと考えられます。

《図表16 生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数、プラン作成件数、就労者数》



出所) 新規相談者数 生活支援課作成「生活相談統計」を基に福祉こども部作成  
 プラン数 生活困窮者自立支援統計システム支援ツール  
 就労者数 ハローワーク作成「一体的実施事業報告書」



## (6) 外国人の動向

本市の外国人の数は、令和5年（2023年）1月1日現在、6,370人で、総人口に占める割合は約1.7%です。直近5年間では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）から令和3年（2021年）にかけては減少しましたが、おおむね増加傾向となっています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、朝鮮・韓国、ベトナムが多くを占めています。

これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、経済連携協定（EPA）により、フィリピン、ベトナム等からの看護師・介護福祉士候補者の受け入れが進んでいることなどが要因と考えられます。

《図表17 国籍別人口の推移》

（各年度末現在、単位 人）

国籍別	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
総数	5,668	5,823	5,947	6,046	6,023
フィリピン	1,496	1,576	1,610	1,574	1,619
中国・台湾	903	925	921	928	923
朝鮮・韓国	865	829	797	787	773
ベトナム	368	474	575	687	640
米国	450	442	446	457	483
ペルー	286	285	279	285	266
ネパール	227	230	235	239	242
ブラジル	174	191	223	218	211
インドネシア	275	231	159	165	156
その他の国籍	624	640	702	706	710

※在日米軍人、軍属とその家族は含みません。

出所：「横須賀市統計書 令和4年度（2022年度）版」を基に福祉こども部作成

## 2 市民意見等の聴取

### (1) 市民アンケート調査結果

市民の地域生活や地域福祉活動の実態、福祉に対する意識等について把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

#### ① 調査の概要

##### ア 調査対象

18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）  
（令和5年（2023年）4月30日現在）

##### イ 調査期間

令和5年（2023年）6月8日から令和5年（2023年）7月31日まで

##### ウ 調査方法

配布：郵送

回収：郵送または電子申請

##### エ 回収状況

- ・ 配布数 3,000件
- ・ 回収数 1,256件
  - うち郵送 971件（77.3%）
  - うち電子 285件（22.7%）
- ・ 回収率 41.9%

#### ② 調査結果（抜粋）

詳細：横須賀市地域福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書参照

##### ア あなた自身のことについて（問1～問10）

- ・ 「今住んでいるところに住み続けたい」（63.5%）、「横須賀市内のどこかに住み続けたい」（19.9%）を合わせると、約83%の人が市内に住み続けたいと回答しています。

## イ 地域生活について（問11～問30）

- ・約7割の人が町内会・自治会に加入していると回答しています。
- ・近所付き合いの程度としては「親しく付き合っている」（13.0%）、「立ち話をする程度」（28.2%）、「挨拶をする程度」（45.7%）となっており、8割を超える人が何らかの近所付き合いをしていると回答しています。
- ・今後の近所付き合いについては、より親しく近所付き合いをしたいと回答した人が多くなっています。
- ・近所付き合いについては、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」（17.4%）、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」（52.3%）となっており、肯定的な意見が大半を占めています。
- ・近隣で困っている家庭がある場合、「安否確認の声かけ」（53.7%）、「災害時の手助け」（45.3%）、「ごみ出し」（27.5%）、「高齢者などの見守り」（25.3%）ができるかと回答しています。
- ・住民の助け合いの範囲としては、「町内会・自治会」（58.9%）と回答した人が最も多く、小学校区（7.5%）、本庁（市役所）・行政センター区域（5.5%）、地区社会福祉協議会区域（2.7%）となっています。
- ・行政と地域住民との関係については、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が取り組む」（20.1%）、「福祉の課題については、行政も住民もともに取り組む」（42.1%）、「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」（23.8%）を合わせると8割以上が行政との協力を肯定的に回答しています。
- ・悩みや困り事についての相談先として「親などの身内」（46.7%）、「親しくしている人」（45.9%）、「市役所・行政センター」（18.5%）、「近所の人」（14.8%）と回答しています。
- ・相談先から適切な窓口を「紹介された」（18.4%）、「紹介されなかった」（24.9%）となっています。

## ウ 地域福祉活動について（問31～問40）

- ・ボランティア活動等に参加したことがある人は、「現在、参加している」（6.8%）、「参加したことがある」（26.2%）を合わせると約3分の1、「参加したことはない」が約3分の2となっています。
- ・今後、地域活動に参加したいと考えている人は、「ぜひ参加したいと思う」（3.3%）、「できれば参加したいと思う」（42.0%）を合わせて約45%となっています。
- ・今後、参加したい地域活動としては、「町内会・自治会活動」（31.7%）、「高齢者に関する活動」「環境美化に関する活動」（各30.1%）となっています。

## エ 地域福祉活動の拠点について（問41）

- ・各拠点の「名前は聞いたことがある」と回答した人の割合は34.7%~44.1%と高くなっていますが、「利用したことがある」と回答した人の割合は2.1%~9.6%と低くなっています。

## オ 福祉に対する意識について（問42~問45）

- ・福祉に「とても関心がある」（6.8%）、「ある程度関心がある」（53.3%）と回答した人を合わせると、約6割となっています。
- ・『心のバリアフリー』については、「意識している」（11.5%）、「やや意識している」（31.1%）の合計は約43%、「あまり意識していない」（39.4%）、「意識していない」（14.8%）の合計は約54%となっています。

## カ 地域福祉の推進について

（市民アンケート問46 ※自由記述欄に記載のあった291件）

### （ア）子育てについて（26件）

- ・子どもが広々遊べる公園や室内での遊び場を作ってほしい。
- ・両親が共働きで、寂しい思いをしている子ども達のケアにも力を入れてほしい。

### （イ）障害福祉について（9件）

- ・災害時、障害者は避難所で肩身の狭い思いをするため、自宅へとどまる方もいると聞いた。安心できる対応をしてほしい。
- ・知的障害のある子どもが地域で暮らすには、親が24時間介護をしていることを認識してほしい。暮らしにくいまちであると感じている。

### （ウ）高齢福祉について（30件）

- ・交通の便が悪いので、シニアパスや移動販売等を充実させてほしい。
- ・介護を必要とする人を1人で支えることは大変なことであった。

(エ) 地域福祉について (95件)

- ・近所で助け合うのは必要なことであると思うが、自身のプライバシーをさらけ出すことに不安を感じる。
- ・引っ越して来た人にとってはすでに形成されているコミュニティには入りづらいつ感じる。
- ・子どももシニア世代もあらゆる人が気軽に集まれる場所ができれば良いと思う。

(オ) その他 (131件)

- 自身に地域福祉を考える余裕がない 7件
  - ・今の生活を維持するのがやっとの状態で、地域や福祉のことに目を向けること自体が難しい。
- 市政全般への意見 98件
  - ・空き家を活用して、趣味の集まりや託児所等に活用してほしい。
  - ・人口流出が心配。
  - ・毎月「広報よこすか」に福祉に関する地域や行政の動向等のコーナーを設けて提供してほしい。
- 特になし・分からない 26件

## (2) 地域別意見交換会実施結果

### ① 地域別意見交換会実施目的

- ・次期横須賀市地域福祉計画の策定に当たり、地域に対する思いや課題を共有し、各地域において「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するために必要な取り組みを検討するきっかけとする。
- ・同じ地域で活動する他の担い手との顔の見える関係が築けていない地域については、仲間づくりを進めるきっかけとする。

### ② 参加者

行政センターの管轄地域ごとに地区連合町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区ボランティアセンター、障害者相談サポートセンター、地域包括支援センター等福祉関係団体のほか、地域住民が参加。

③ 開催実績（実施期間：令和5年（2023年）8月1日～8月27日）

《図表18》

地域	開催日程・場所	参加人数
追浜	8/25（金）追浜コミュニティセンター 第2学習室	12人
田浦	8/24（木）田浦コミュニティセンター 第2学習室	8人
長浦	8/27（日）長浦コミュニティセンター 第2・3会議室	14人
逸見	8/19（土）逸見コミュニティセンター 学習室	10人
本庁①	8/22（火）横須賀市役所 3号館3階301会議室	26人
本庁②	8/4（金）横須賀市役所 3号館3階302会議室	22人
衣笠①	8/10（木）衣笠コミュニティセンター 第1会議室	4人
衣笠②	8/21（月）衣笠コミュニティセンター 第1会議室	6人
大津	8/8（火）大津コミュニティセンター 学習室5	13人
浦賀・鴨居	8/16（水）浦賀コミュニティセンター分館 第2学習室	9人
久里浜①	8/18（金）横須賀市教育研究所 第2研修室	15人
久里浜②	8/24（木）久里浜コミュニティセンター 和室	7人
北下浦	8/23（水）北下浦コミュニティセンター 第1学習室	19人
西（武山）	8/10（木）武山市民プラザ 会議室A・B	9人
西（長井）	8/1（火）長井コミュニティセンター 第2会議室	10人
西（大楠）	8/23（水）西コミュニティセンター 第3学習室	7人
全市①	8/14（月）横須賀市役所 2号館6階261会議室 （台風7号接近により中止）	-
全市②	8/26（土）横須賀市立総合福祉会館 2階会議室	6人
	合計	197人

#### ④主な意見（現状等）

##### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

###### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・毎日実施しているラジオ体操は安否確認にも一役買っています。
- ・地域包括支援センターの職員が地域のラジオ体操に参加し、顔の見える関係が築けています。
- ・町内会加入のメリットがあるように、夏祭りの際に引き換えができる「景品引換券」を回覧板で回しています。
- ・マンション居住者向けのイベントを行いました。近隣の子どもも参加してくれました。
- ・地域のネットワークが形成されており、町内会・自治会、老人会の活動が活発な地域があります。
- ・町内会・自治会の運営方法として、万が一の時、副会長誰もが会長の代行となれるように準備しています。
- ・子ども服や日用品を互いに持ち寄って、必要な人に譲る集まりがあります。その際に、育児に不安のある保護者が集まり、高齢者から話を聞いています。

###### (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

###### (3) 地域における交流の促進

- ・段差があることで集いの場として利用しにくかった町内会館・自治会館に、手すりを設置することで、利用しやすくなりました。

###### (4) 地域における見守り体制の充実

- ・民生委員児童委員の欠員区域を、他の民生委員児童委員だけでなく、地区社会福祉協議会もフォローしています。

###### (5) 災害に備える地域づくりの促進

- ・防災訓練の際に参加者へ煮込みうどんをふるまっています。ふるまいの時の交流を目当てに参加する人もいます。
- ・夏祭りイベントの際に、防災倉庫や給水場所を巡るポイントラリーを取り入れました。
- ・集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、非常事態への対応に役立てています。
- ・避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいます。



## 2 包括的・継続的な支援体制の充実

### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

意見なし

### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

意見なし

### (3) アウトリーチ支援の拡充

意見なし

### (4) 権利擁護の取り組みの支援

意見なし

### (5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

意見なし

## 3 多様な担い手の育成・参画の推進

### (1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

- ・サロンの企画担当を当番制にして、みんながサロンを企画できるようになりました。
- ・お祭りやイベントの企画や運営等を若手に任せ、時間が足りない準備の部分は高齢者が引き受けるといった形で分業することで次世代への継承を図っています。

### (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

意見なし

### (3) 福祉団体の活動の支援

- ・防犯パトロールをしていると、児童・生徒が声を掛けてくれます。

## 4 心のバリアフリーの促進

### (1) 他者に対する思いやりの心の醸成

意見なし

### (2) ソーシャルインクルージョンの促進

意見なし

### (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

- ・障害者地域作業所のお菓子を浦賀奉行所の土産品として、付加価値を付けて販売しました。

## ⑤主な意見（問題等）

### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

#### （1）地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・世代を問わず地域のつながりが希薄化しています。
- ・地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていません。
- ・地域のイベント情報を知ることができず、参加できない人がいます。
- ・新しく住んだ人と顔の見える関係性が築けていません。
- ・学校と地域との連携体制が築けていません。
- ・障害者や引きこもりなど、支援が必要な人の情報を地域で共有できていません。

#### （2）地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

#### （3）地域における交流の促進

- ・地域住民が気軽に集える場がありません。
- ・自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいます。
- ・青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなっ  
てしまいます。

#### （4）地域における見守り体制の充実

- ・児童委員としての活動が地域に把握されていません。民生委員活動とともに周知  
に努めたいです。
- ・町内会・自治会に加入していない住民への情報共有が難しいです。

#### （5）災害に備える地域づくりの促進

- ・災害時などに配慮が必要な人（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できてい  
ません。
- ・災害時の対応を民生委員児童委員に依存している住民が多いです。
- ・災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がありません。

## 2 包括的・継続的な支援体制の充実

### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

- ・緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいます。

### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

- ・福祉のサービスを利用することに抵抗感のある人がいます。

### (3) アウトリーチ支援の拡充

- ・8050問題など、困っている実感がない人への対応が難しいです。

### (4) 権利擁護の取り組みの支援

意見なし

### (5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

意見なし

## 3 多様な担い手の育成・参画の推進

### (1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

- ・世代交代がうまく進んでいません。
- ・民生委員児童委員の担い手が不足しています。
- ・ボランティアの高齢化により、担い手が不足しています。
- ・地域の団体内の人間関係が強くなり、新規会員が入りづらくなっているように感じます。
- ・現役世代への引継ぎができていません。

### (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

意見なし

### (3) 福祉団体の活動の支援

- ・高齢者の中には、町内にある坂道を自力で下りられない人もおり、買い物の同行支援等を必要としています。
- ・町内会・自治会役員や民生委員児童委員の担い手が不足しています。
- ・福祉団体の活動が地域住民に周知されていません。
- ・ごみ出しや買い物が難しい人がいます。宅配も利用しますが、注文の下限額があるため、利用しにくいです。

#### 4 心のバリアフリーの促進

##### (1) 他者に対する思いやりの心の醸成

- ・現役世代の地域への関心が失われています。

##### (2) ソーシャルインクルージョンの促進

- ・障害者と地域のつながりが築けていません。
- ・一人が好きな人、人とつながりを作ることができない人とどうやってつながるかが分かりません。
- ・地域に住む外国人と顔の見える関係性づくりができていません。
- ・地域のつながりを求めない人がいる場合の対応方法が分かりません。

##### (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

- ・福祉サービスの存在が、支援を必要とする人に伝わっていません。

### (3) 市社会福祉協議会各部会会員からの意見聴取結果

市社会福祉協議会では計画骨子の段階で、正会員で構成する各部会の会議等において、部会会員に骨子の概要を説明するとともに、部会会員からの意見聴取を実施しました。

《図表19》

#### ① 実施期間：令和5年（2023年）9月15日～10月23日

部会名	説明の実施日
施設部会	10/13（金）
民生委員部会	10/2（月）
保護司部会	9/25（月）
地区社協部会	9/15（金）
団体部会	10/17（火）
教育文化福祉部会	10/23（月）

#### ② 主な意見

##### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

###### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

- ・地域共生社会の実現にはサービスの受け手、支え手という根本的な考え方を改めなければならないのではないかと。
- ・「重層的支援体制整備事業」について記載があると良い。地域での交流（世代間）の必要性については市社協や行政で積極的に進めてほしい。
- ・支え合いを支える側にも負担の多いものがあり、身体的・精神的な不調をきたす状況・事件等も散見される。
- ・支えられる側を対象・中心とした研修・講演だけではなく、支える側を対象とした内容も計画・実施してほしい。

###### (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

意見なし

###### (3) 地域における交流の促進

意見なし

###### (4) 地域における見守り体制の充実

- ・事情のある家庭の子どもが安心して過ごせる場所が確保できたら良い。
- ・毎日の見守りは不要かもしれないが、いざという時に連絡ができる頼れるシステム（事前登録でも良いので）があると助かる。
- ・地域での子育てや子どもの育成がどうあるべきかをもう少し深掘りして、目次に記載してほしい。

- ・特に精神障害者の重度障害者は精神社会福祉士でないと対話が難しかったり、相談に来ない心配がある。

## (5) 災害に備える地域づくりの促進

意見なし

## 2 包括的・継続的な支援体制の充実

### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

- ・児童相談所を退所した子どもたちへの具体的な支援がないため、市社協に総合的な相談窓口を設置はできないか。
- ・相談しやすい場、環境の整備、制度、専門職育成などできる対策を行う必要がある。
- ・「ほっとかん」、生活相談担当などの相談支援は相談できるレベルの当事者に限られ、80-50（親が80歳、当事者が50歳）の中には行動が難しく相談支援だけでは限界がある。
- ・精神障害者医療費助成制度を2級までにする。自立支援法で知的・身体・精神障害者は必要なサービスを利用でき、市町村が責任を持って一元的なサービスを提供するとされているが、医療費助成は他都市で実施しているが横須賀市では実施されていない。
- ・精神的ハンデがある方への対応は、民生委員・推進委員の多くは専門的・具体的な知識を持ち合わせないので大きな壁がある。
- ・認知症高齢者への対応では、被害妄想・暴言・暴力・逆恨み等が激しい認知症が増え、専門職ですら頭を悩ませている。

### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

意見なし

### (3) アウトリーチ支援の拡充

- ・本当に困っている人はそもそも相談に行くことができないと言われているので、アウトリーチなどは必要不可欠と感じる。
- ・児童・学生と高齢者、障害者、生活保護者の「はざまに位置する子どもたち」をどう保護・支援していくのか。
- ・横須賀市では病院などの介護訪問は実施しているが、精神障害者の医師の訪問支援がない。
- ・行政や支援機関が訪問支援でアプローチを行うプロセスとなっているが、その中心は専門職であり、家族からの孤立を理由に昼夜を問わない訪問や一方的な電話への対応は専門機関の存在なしでは不可能である。

**(4) 権利擁護の取り組みの支援**

意見なし

**(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進**

意見なし

**3 多様な担い手の育成・参画の推進**

**(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進**

意見なし

**(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成**

- ・福祉教育の場の提供や人材育成に関する事業はどうなるのか。
- ・次世代の福祉専門職を育成するきっかけづくりとして是非対策をお願いしたい。
- ・地域での多様な担い手の育成・参画における専門職等の確保・養成など関係機関の技量の向上は特に大切である。

**(3) 福祉団体の活動の支援**

意見なし

**4 心のバリアフリーの促進**

**(1) 他者に対する思いやりの心の醸成**

意見なし

**(2) ソーシャルインクルージョンの促進**

- ・障害者団体のボランティア支援促進とそのための話し合いを実施してほしい。
- ・福祉、教育、医療などにより人口減少を食い止め、子育て世代（生産人口世代）の移住、定着に力を注ぐことを地域福祉計画の一つにすることを提案したい。
- ・行政・各種団体・個人の範囲に関わらず、広く情報共有・意見交換・討議する場を設定してほしい。
- ・家族・親族を対象とした企画により、互いの意見交換・意識変革を促すような場を設定してほしい。

**(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進**

- ・良い制度があっても周知がなされなければ意味をなさないと思うので、福祉関係者だけでなく、一般市民にまで届く情報発信が重要である。
- ・地域でどのように福祉に関する情報を掴んでいるのか知りたい。
- ・地域の情報発信力が向上しても、対応力が不足しては支え合いも実を結ばない。

### 3 課題

1 現状及び2 市民意見等の聴取を踏まえ、課題を以下のとおり整理しました。それぞれの課題については、「第4章 施策の方向性」に反映させています。

#### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

##### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

地域における支え合いの基盤づくりの促進  
支え合い活動を行う団体への支援の促進

##### (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

地域における健康に関する事業のさらなる情報発信  
健康づくりに関連したボランティアの育成・支援

##### (3) 地域における交流の促進

交流の場づくりの促進  
外出しやすい環境づくりの促進

##### (4) 地域における見守り体制の充実

既存の見守り体制の充実  
地域における見守り活動の新しい担い手の確保

##### (5) 災害に備える地域づくりの促進

地域における支援体制の充実  
顔の見える関係づくりの促進

#### 2 包括的・継続的な支援体制の充実

##### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

各福祉分野における既存の相談支援体制の充実  
各相談窓口の連携強化

##### (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる体制の拡充

##### (3) アウトリーチ支援の拡充

潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができる地域の見守り体制の拡充  
継続的な支援の実施



**(4) 権利擁護の取り組みの支援**

困りごとを抱えている人が必要としたときに支援を受けられる体制の強化

**(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進**

地域社会における理解と協力の推進

関係機関、民間協力者等の連携による、犯罪をした人の孤立防止

地域による温かい見守りを含めた防犯活動の継続

**3 多様な担い手の育成・参画の推進**

**(1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進**

地域福祉の担い手の育成・参画の推進

負担軽減の取り組みの継続

次世代の担い手への円滑な継承

**(2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成**

専門職等の確保・養成

高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進

サービスの質の向上、従事者の負担軽減

**(3) 福祉団体の活動の支援**

福祉団体の活動の支援

**4 心のバリアフリーの促進**

**(1) 他者に対する思いやりの心の醸成**

他者に対する思いやりの心の醸成

**(2) ソーシャルインクルージョンの促進**

多様性を尊重する地域社会づくりの促進

相互理解の促進

**(3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進**

誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりの推進



## 第3章 計画の体系

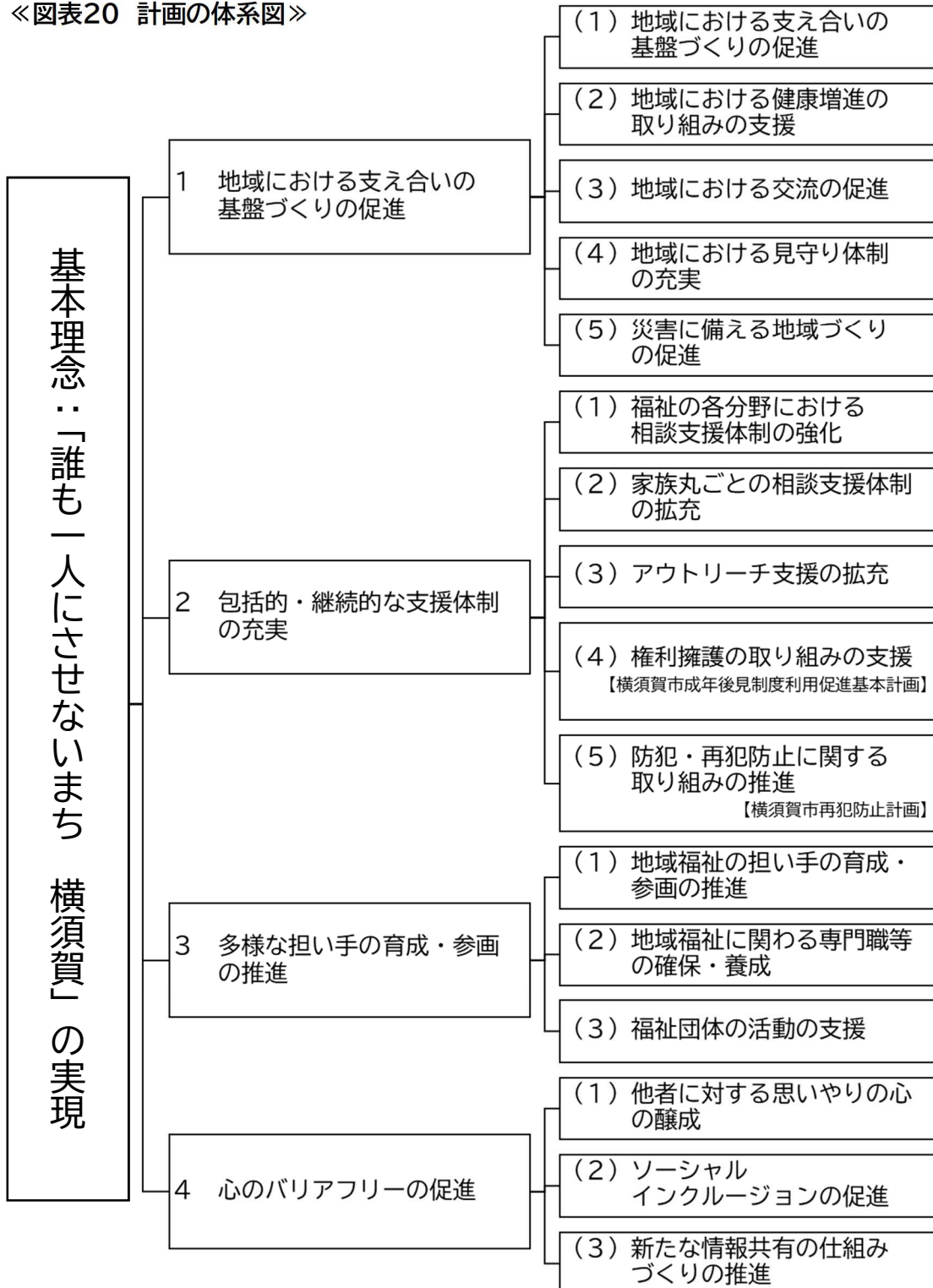
---

# 第3章 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の基盤となる計画です。

本計画は他の個別計画と相互に補い合いながら、それぞれの事業を進めていきます。

《図表20 計画の体系図》



## 第4章 施策の方向性

---

## 第4章 施策の方向性

### 1 地域における支え合いの基盤づくりの促進

#### (1) 地域における支え合いの基盤づくりの促進

##### 施策の方向性

地域における重層的な人と人とのつながりの中で、日常的な困りごと（地域の生活課題）に気付いた人が寄り添いながら、地域の関係機関につなげられるよう、地域における支え合いの基盤づくりを促進します。

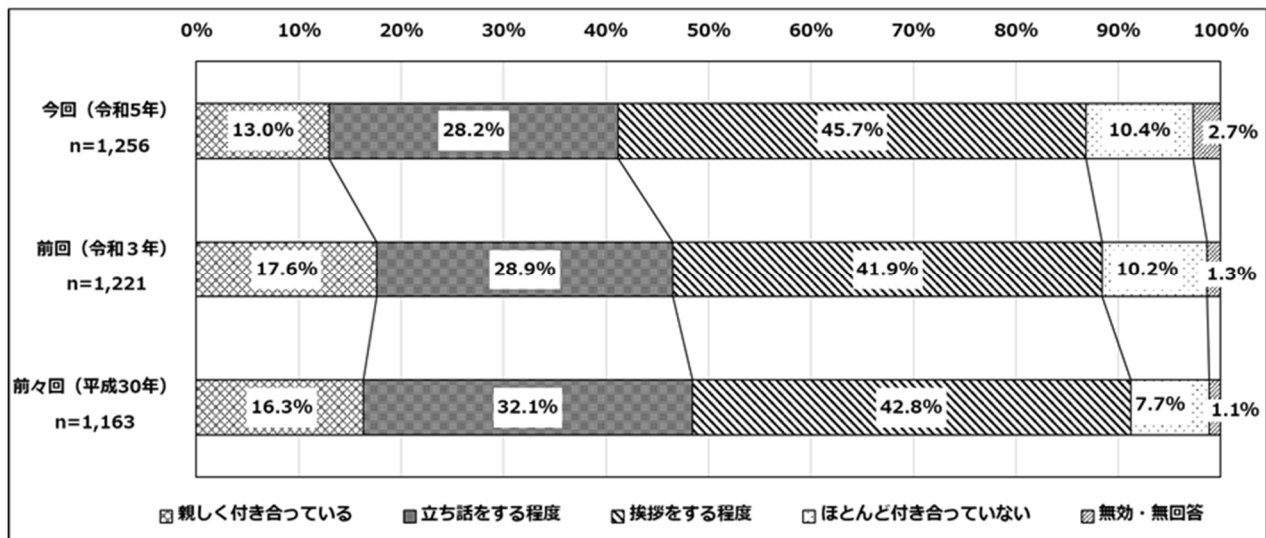
地域住民が持つ「地域のためにできることをやりたい・やってみたい」という思いを応援し、大小問わず様々な活動や選択肢の創出をサポートしていきます。

高齢者や障害者だけでなく、社会で生活している人たち誰もが福祉の対象です。福祉を覆っている固定概念、「意識のバリア」を打ち破り、だれもが福祉の一員であるという意識を醸成していきます。

##### 現状と課題

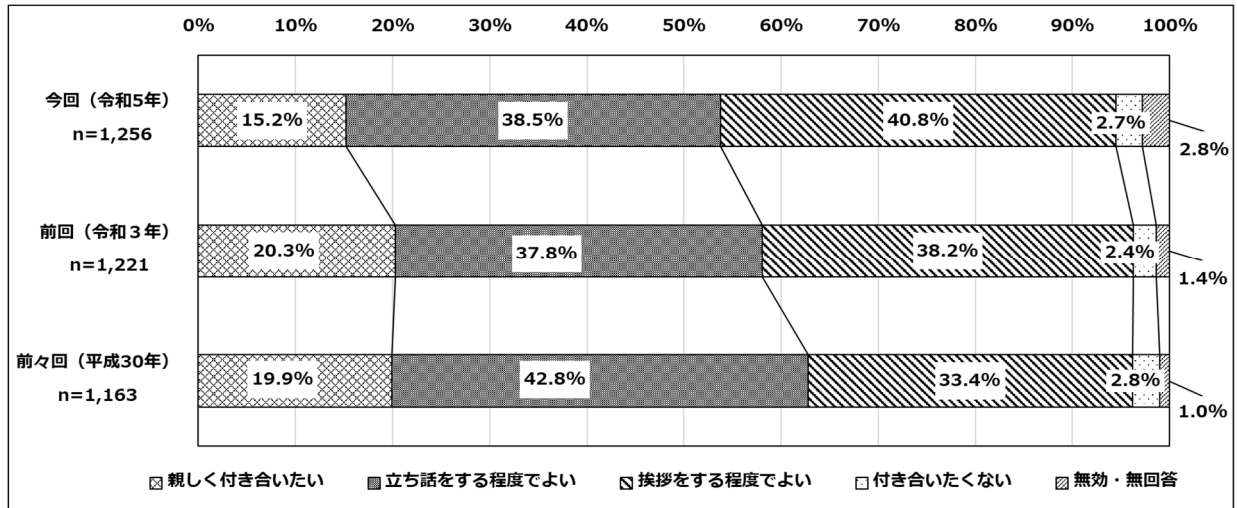
市民アンケート調査結果では、問13「どの程度、近所付き合いをしていますか。」という問いに対して約74%が「立ち話をする程度」(28.2%)、「挨拶をする程度」(45.7%)と回答しました。「親しく付き合っている」という回答は13.0%でした。

《図表21》



問14「今後、どの程度、近所付き合いをしたいと思いますか。」という問いに対して約79%が「立ち話をする程度でよい」(38.5%)、「挨拶をする程度でよい」(40.8%)と回答しました。「親しく付き合いたい」という回答は15.2%でした。

《図表22》



また、地域別意見交換会等では、「世代を問わず地域のつながりが希薄化している。」という意見や「地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていない。」という意見がありました。

これらの結果から、地域における支え合いの基盤づくりや支え合い活動を行う団体への支援が課題となっていると考えられます。

## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 地域支え合い協議会が主催して、「わたしが支える町はわたしを支えてくれる町」と題した講演会を開催しました。町内会長が講演者となり、支え合いの大切さを地域全体で改めて考えるきっかけとなりました。

写真掲載予定

写真掲載予定

講演会の様子（地域支え合い協議会主催）

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 声かけ、あいさつなど、地域とつながる取り組みをします。
- ・ あいさつなど気負わずできる活動を通して、顔の見える関係づくりを行い、お互いの存在を感じ合うことのできる地域を目指します。
- ・ 地域の行事に声をかけあって参加します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 自分で情報を入手することが難しい人に対して、地域情報を伝えます。
- ・ 地域の行事などに参加することで、顔が見える関係をつくります。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域のさまざまな社会資源と連携した事業の展開に向け、協議の場づくりを進めます。
- ・ 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とするすべての地域住民が相互にたすけあい活動ができる仕組みづくりを行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 地域に足を運び、地域資源の情報収集を行い、地域のことを一緒に考え、思いをつなげる生活支援コーディネーターを市及び地域包括支援センターに配置します。
- ・ 地域で暮らす様々な立場や組織の関係者が交わる場を支援し、顔の見える関係や連携体制づくりを進めます。



## ○● 町内会・自治会とは ●○

町内会・自治会は、地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる、住みよいまちづくりを目指し、地縁として自主的に結成・運営している団体です。

さまざまな活動を通じて、触れ合い、話し合い、協力し合い、お互いの顔が見える関係を築きながら、親睦や交流を深め、連帯感を培う場になっています。

### 【主な活動】

- ・防災・防犯活動
- ・交流活動
- ・社会福祉活動
- ・環境美化活動

画像掲載予定

## (2) 地域における健康増進の取り組みの支援

### 施策の方向性

市民が自分自身の健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むよう支援していきます。また、さまざまな人々と交流する機会や社会活動に参加する（社会参加）などのきっかけがあることは、健康状態の維持向上に大切だということがわかっています。そのため、健康を維持するための食習慣や運動習慣といった生活習慣の改善に加えて、地域や社会とつながることの大切さを伝え、地域全体が健康になるよう取り組んでいきます。

### 現状と課題

健康・食育推進プランよこすか市民アンケート調査結果では、健康のために主に行っていることがない人の割合が30.7%となっています。

また、地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合が32.4%、地域活動に参加している割合は38.9%です。

また、地域別意見交換会等では、「高齢者の健康寿命を延ばす支援をしてほしい。」という意見がありました。

これらの結果から、地域における健康に関する事業のさらなる情報発信と健康づくりに関連したボランティアの育成・支援が課題となっていると考えられます。

### 地域別意見交換会等で示された好事例

健康づくりに関連したボランティアは、食生活・運動習慣などの生活習慣の改善や身体活動の機会の提供、社会参加の場の提供、食育活動等を行い、地域全体が健康になるよう取り組んでいます。

### 計画期間における各主体の取り組み

#### ◎地域住民の取り組み

- ・ 地域で行われている活動に積極的に参加します。
- ・ 地域のラジオ体操に参加します。
- ・ 健康診断を受けるなど自らの健康について振り返ります。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 支援が必要な人について、行政とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めます。
- ・ 地域住民を対象とした講演会を開催するなど、地域における仲間づくりを進めます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 同じ悩みや不安をもつ人の解決に向けて活動する組織づくりの支援を行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 健康に関するボランティアの育成と活動支援を行います。
- ・ ラジオ体操団体の登録や活動の支援を行います。

## ○● 健康増進に関わるサポーター等の取り組み ●○

### ◎ヘルスマイト（食生活改善推進員）の取り組み

ライフステージに応じた食育や健康づくりを地域で推進するため、調理実習の実施や共食の場の提供に取り組んでいます。

### ◎フレイルサポーターの取り組み

地域においてフレイルチェックを行い、その予防活動を通して地域住民の健康をサポートしています。

### ◎介護予防サポーターの取り組み

地域において運動やレクリエーションなどを通じた介護予防活動ができるよう、取り組んでいます。

### (3) 地域における交流の促進

#### 施策の方向性

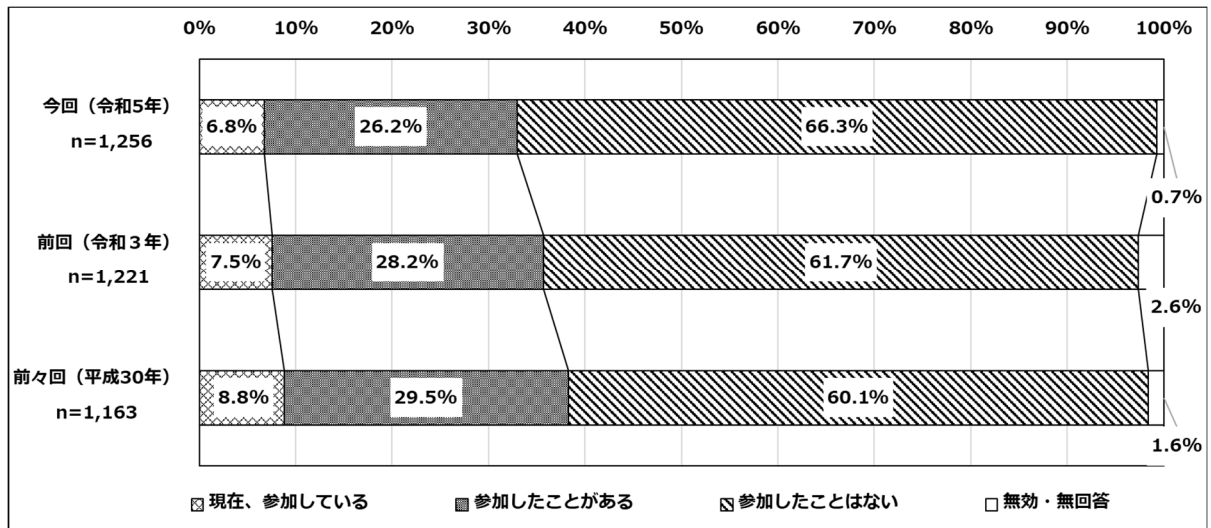
核家族化が進み、地域における近所付き合いや助け合いが希薄化する中、多世代交流は豊かな人間関係を築く機会となります。

地域の人々が気軽に立ち寄り、交流の輪を広げ、そこで出会った仲間と楽しみながら暮らすことができる交流の場づくりや外出しやすい環境づくりに取り組みます。

#### 現状と課題

市民アンケート調査結果では、問31『福祉』の分野に限らず、ボランティア活動などの地域の活動（以下、「地域活動」という。）に参加したことがありますか（過去10年以内）。という問いに対して、「現在、参加している」（6.8%）、「参加したことがある」（26.2%）を合わせると33.0%、「参加したことはない」が66.3%となっています。

《図表23》



また、地域別意見交換会では、「地域住民が気軽に集える場がない。」「青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなる。」という意見や「自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいる。」という意見がありました。

これらの結果から、交流の場づくりとともに外出しやすい環境づくりが課題となっていると考えられます。

## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ そここに行けば誰かに出会える、地域の中でほっと一息つけるようなサロンやコミュニティカフェがあります。そこでは、子どもから高齢者まで世代を超えた交流が生まれています。
- ・ 地区ボランティアセンターの開所時間を小学生の下校時間に合わせ、地域の見守り活動の場とする試みがあります。

写真掲載予定

写真掲載予定

コミュニティカフェの様子

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 商業施設等においては、障害のある方が施設を利用しやすいように車椅子マークのある駐車場は利用を控えるといった配慮をします。
- ・ 広報よこすか、町内会・自治会の掲示板・回覧板で得た地域の情報を共有します。
- ・ 地域の行事に声をかけあって参加します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 福祉施設・関係機関の開放日などを利用して、地域住民に施設・機関の役割を知ってもらい、地域の一員として仲間づくりを進めます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域福祉の活動拠点である地区ボランティアセンターの機能を強化し、様々な人が気軽に立ち寄り、居場所にできるような場として住民が主体的に活用できるよう支援します。
- ・ 地域における多様な住民の交流の場づくりや活動を支援するとともに情報発信を行います。

## ◎行政の取り組み

- ・ 地域の活動や集まりの場に出向き、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 地域における困りごとや好事例を共有する場をつくります。
- ・ 地域活動の参加のきっかけとなるような講演会、研修会、講座等を開催します。
- ・ 外出しやすくなる環境づくりに努めます。

## ○● 横須賀市における地域福祉活動拠点の紹介 ●○

### ◎ 地区社会福祉協議会（地区社協）

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域住民自らが自分たちの生活する地域の福祉ニーズや生活課題を主体的に捉え、問題解決に向けて地域住民が安心して暮らすことのできる、住みよいまちづくりを目指して自発的に活動する住民組織です。

横須賀市内には現在18の地区社会福祉協議会があります。

#### 【活動の一例】

- ・ サロン活動（高齢者、子育て世帯）
- ・ 健民運動会
- ・ 共同募金事業

### ◎ 地区ボランティアセンター

市内には、18の地区社会福祉協議会があり、それぞれの地区でさまざまな福祉活動に取り組んでいます。そのうち、17地区にボランティアセンターがあり、ボランティア相談員やコーディネーターがボランティア活動の受給調整や地域での困りごと相談に応じています。

また、地域福祉の活動拠点として同じ地域に住む方々の交流を深めています。

#### 【活動の一例】

- ・ サロン活動（高齢者、子育て世帯）
- ・ 小・中学校での車いす等の体験学習
- ・ 草刈り
- ・ 傾聴・茶話会
- ・ ごみ出し
- ・ 付き添い
- ・ 登下校見守り

### ◎ よこすかボランティアセンター

よこすかボランティアセンターは、ボランティア活動をしたい人と依頼したい人の想いをつなぐ橋渡しをはじめ、関係機関・団体との協働により、様々な地域福祉活動に取り組んでいる市社会福祉協議会内の組織です。

#### 【活動の一例】

- ・ ボランティア活動の支援
- ・ 講座、イベント等の実施
- ・ 活動室、福祉機器等の貸し出し

### ◎ 市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは、福祉、社会教育、まちづくり、文化、環境、国際、災害救援など、あらゆる分野の市民公益活動をサポートする施設です。

#### 【活動の一例】

- ・ 交流イベントの実施
- ・ 交流、活動、情報発信の場の提供
- ・ 市民活動に関する相談への対応
- ・ 市民活動団体データベースの公開

### ◎ 生涯学習センター（まなびかん）

生涯学習センター（まなびかん）は地域住民の多様な学習ニーズに対応できる場及び機会の充実を図るための本市の生涯学習振興の拠点となる社会教育施設です。

生涯学習の場として、市民大学を中心とした講座などの実施、生涯学習情報の収集・提供・生涯学習の相談を行うとともに、施設の貸し出しも行い、地域住民に学習の機会を提供しています。

また、資格等の検定試験、講演会、学会や研究会などの会場としても利用できます。

#### 【活動の一例】

- ・ 横須賀市市民大学（講座）の実施
- ・ 学習設備の貸館（有料）
- ・ 学習施設の開放
- ・ 学習に関する相談への対応

### ◎ シルバー人材センター

シルバー人材センターは、60歳以上の高年齢退職者等に就業機会を提供して、高年齢者の能力の積極的な活用を図るようにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人です。

会員は、働いた仕事量に応じて配分金を受け取ることができるほか、各種の技能・技術講習会を受けることができます。

#### 【業務の一例】

##### 《一般家庭》

- ・ 除草、草刈り
- ・ 植木・剪定
- ・ 整理収納
- ・ 家事手伝い

##### 《民間企業、公共事業》

- ・ 施設管理
- ・ チラシ配布
- ・ 経理事務
- ・ 受付事務

## (4) 地域における見守り体制の充実

### 施策の方向性

認知症高齢者の増加や障害者・子どもへの虐待、孤独死・孤立死など、地域で起きているさまざまな課題を早期に発見し対応できるよう、身近な地域における見守り活動を引き続き支援します。

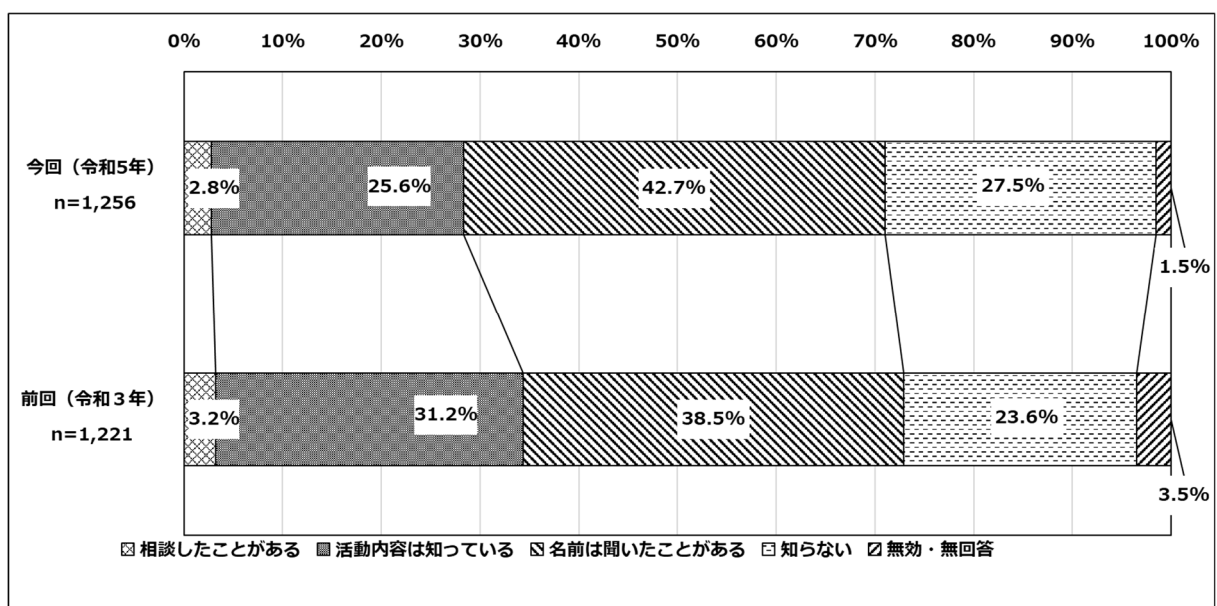
「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現のため、既存の見守り体制へ支援を行うとともに民間事業者との見守り協定等により新しい担い手を確保し、重層的な見守り体制の充実に努めます。

### 現状と課題

孤独死・孤立死などの防止のため、個人宅を訪問する機会のある民間事業者等と地域の見守り活動に関する協定を締結しています。

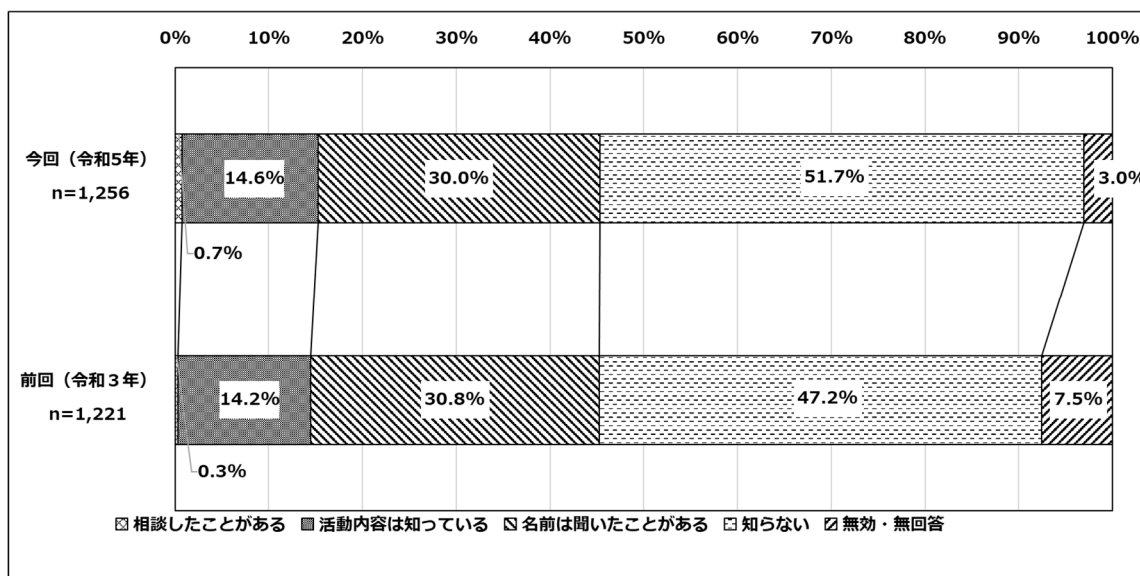
市民アンケート調査結果では、問16「民生委員児童委員、社会福祉推進委員を知っていますか。」という問いに対して28.4%が「民生委員児童委員に相談したことがある」(2.8%)、「民生委員児童委員の活動内容は知っている」(25.6%)と回答し、15.3%が「社会福祉推進委員に相談したことがある」(0.7%)、「社会福祉推進委員の活動内容は知っている」(14.6%)と回答しました。

《図表24 民生委員の認知度》





◀◀図表 25 社会福祉推進委員の認知度▶▶



また、地域別意見交換会では、「児童委員としての活動が地域に把握されていない。民生委員活動とともに周知に努めたい。」という意見、市社会福祉協議会各部部会会員からは「毎日の見守りは不要かもしれないが、いざという時に連絡ができる頼れるシステム（事前登録でも良いので）があると助かる。」といった意見がありました。

これらの結果から、既存の見守り体制の充実とともに地域における見守り活動の新しい担い手の確保が課題となっていると考えられます。

**地域別意見交換会等で示された好事例**

- 民生委員児童委員の欠員区域を、他の民生委員児童委員だけでなく、地区社会福祉協議会もフォローしています。
- 集合住宅等で、高齢者がいる世帯のごみを同じ階の他の住民が持って行ったり、中学生が通学途中にごみ出しをしたりする仕組みがあります。
- 買い物が不便な地域で、近隣住民同士や町内会・自治会等で場所を用意し、移動販売車を呼んでいます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 民生委員児童委員が「身近な相談相手」として住民の困りごとに気づき、必要な支援が受けられるように専門機関につながります。
- ・ 市社会福祉協議会から委嘱された社会福祉推進委員が、民生委員児童委員の活動を支援するとともに、町内会・自治会等の地域活動に協力します。
- ・ 民生委員児童委員、社会福祉推進委員、町内会・自治会等で連携しながら、地域住民を見守ります。
- ・ 町内会・自治会に加入していない住民にも情報共有を行います。
- ・ 自身が住まう地域の取り組みだけでなく、他の地域や団体の取り組みについても学びます。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域行事の周知に積極的に協力し、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 見守り協定締結団体等は、市民の生命の危険が予見される状況に遭遇した場合には警察や消防、市に通報します。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 各地域における見守り体制の整備と支援を必要とするすべての地域住民が相互にたすけあい活動ができる仕組みづくりを行います。
- ・ 市と市社会福祉協議会が協力して、地域を超えて交流ができる場づくりを行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 福祉制度の周知啓発や地域資源に関する情報発信を行います。
- ・ 市は関係機関と連携して安否確認など適宜支援を行います。
- ・ 民生委員児童委員の活動内容の周知を図るため、研修会等を実施します。
- ・ 民生委員児童委員が住民から相談を受けた際、スムーズに専門機関につながることができるよう、研修の実施や情報提供などの支援を行います。
- ・ 市と市社会福祉協議会が協力して、地域を超えて交流ができる場づくりを行います。

## ○● 民生委員児童委員と社会福祉推進委員 ●○

### ◎ 民生委員児童委員

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の様々な生活上の相談に応じ、支援につながるよう必要な情報提供等を行います。また、すべての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねていて、子育てに関する様々な相談や支援も行っています。

給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動しています。

#### 【活動の一例】

- ・ 支援を必要とする世帯などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集等）
- ・ 福祉サービスなどの情報提供
- ・ 支援が必要な方の相談への対応、助言
- ・ 行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」（見守り活動や安否確認等）

### ◎ 社会福祉推進委員

社会福祉推進委員とは、地域住民が共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進するため、市社会福祉協議会会長が委嘱した無報酬のボランティアです。

昭和23年(1948年)に全国で初めて「社会事業協力員制度」として創設されて以来、現在では市内各地域で約1,680人の社会福祉推進委員が活躍しています。

#### 【活動の一例】

- ・ 民生委員児童委員、町内会・自治会等の活動への協力
- ・ サロン活動等の企画・運営
- ・ 赤い羽根共同募金

## (5) 災害に備える地域づくりの促進

### 施策の方向性

大規模災害が発生した場合、時間的・物理的限界があり、行政による公的救助・支援のみでは災害時要援護者が迅速かつ安全に避難等を行うことができません。このため、自主防災組織を含めた地域における支援体制の充実に取り組みます。

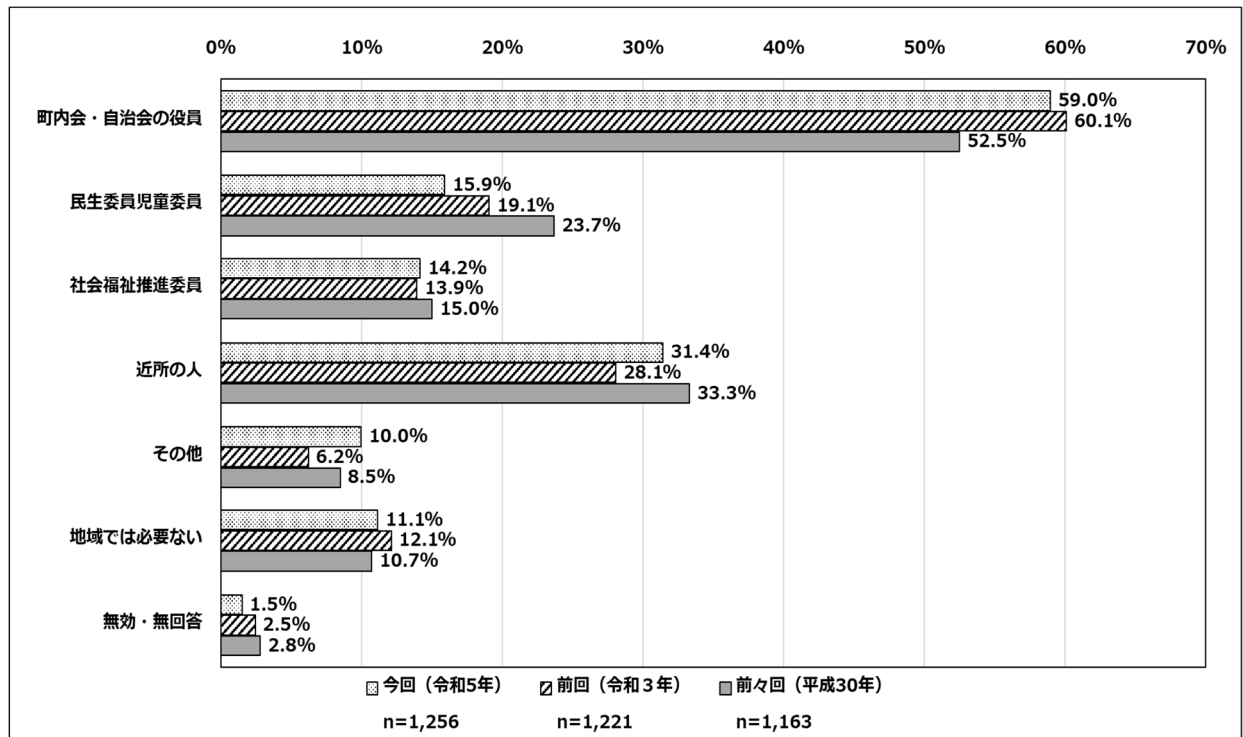
また、地域における支援体制の充実のためには日ごろからの交流が不可欠です。このため、地域における支援者への情報共有の仕組みづくりや防災訓練等を活用した顔の見える関係づくりを進めます。

### 現状と課題

市民アンケート調査結果では、問17「災害などの緊急時における連絡先等を地域では誰が把握しているのがよいと思いますか。」という問いに対して「町内会・自治会の役員」が59.0%と最も多く、次いで「近所の人」(31.4%)と回答しました。

「その他」の回答では「警察」、「市役所」、「友人」、「消防団員」、「親族」、「マンション役員／管理会社」、「職場」などがありました。

《図表26》



また、地域別意見交換会では、「災害時などに配慮が必要な方（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できていない。」という意見や「災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がない。」という意見がありました。

新型コロナウイルス感染症の流行以前は、9割を超える自主防災組織が防災訓練を実施しており、参加者は約3万人前後で推移していました。しかし、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、防災訓練の実施率が1割弱となり、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）も低迷しています。

防災訓練の実施率をコロナ禍前の水準に戻して、地域における支援体制の充実や顔の見える関係づくりを進めることが課題となります。

#### 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 災害時のライフラインが途絶えた状況を想定して防災釜を使用し、炊飯やみそ汁を作る給食訓練を実施しています。
- ・ 防災意識の高揚を目的として、防災施設や危険箇所を巡る防災ウォークラリーを防災訓練の一環として取り入れています。
- ・ 集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、災害時への対応に役立てています。
- ・ 災害時要援護者支援を目的とした避難訓練を実施している町内会・自治会等もあります。
- ・ 避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいます。

#### 計画期間における各主体の取り組み

##### ◎地域住民の取り組み

- ・ 平常時から地域の自主防災活動に参加し、地域における助け合いの仕組みづくりに積極的に関わります。
- ・ 災害時の対応の情報周知に努めるとともに、住民への当事者意識の浸透を徹底します。
- ・ 学校と交流しながら避難訓練を行うために、避難訓練の日程を調整するなどして、学校が協力しやすい体制をつくります。

#### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 被災後の状況に応じて、入所者、利用者の受け入れ等を行います。

#### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 市との協定に基づき、災害時ボランティアセンターの設置・運営を行います。
- ・ 災害ボランティアの養成及び災害時ボランティアセンターの機能向上に努めます。

#### ◎行政の取り組み

- ・ 災害時要援護者の支援を円滑に行うことができるよう地域における助け合いの仕組みづくりを今後も継続して進めていきます。
- ・ 市民への防災講演等の際には、災害時要援護者支援プランについて積極的に啓発していきます。
- ・ 避難所の設置・運営において福祉的な配慮がなされるよう、福祉避難所の運営等に取り組みます。



## 2 包括的・継続的な支援体制の充実

### (1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

#### 施策の方向性

高齢者、障害者、子ども・子育て等といった属性や生活困窮、虐待、ひきこもり、性的マイノリティ、自殺、孤独死・孤立死等に係る既存の相談支援体制の充実や各相談窓口の連携強化を図ります。

一般就労が困難な在宅障害者の就労について、相談に応じながら引き続き推進します。

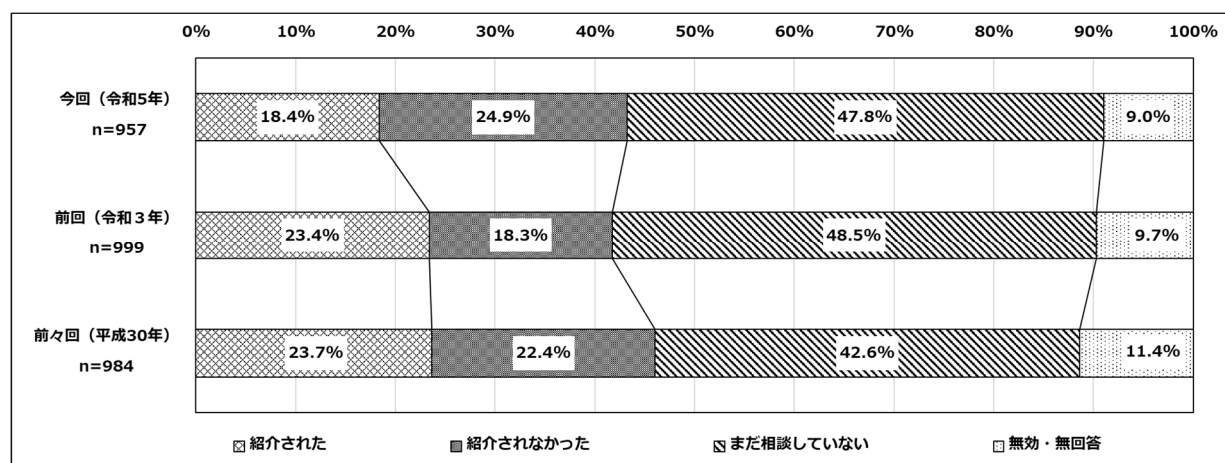
生活困窮世帯等に対し、引き続き自立のための相談支援を行うとともに貧困の連鎖の防止に努めます。

#### 現状と課題

令和5年（2023年）6月に実施した障害者福祉アンケートの調査結果では、「あなたは、現在、仕事をしていますか。」という質問への回答者1,170人のうち、775人（約66%）が「現在、仕事をしていない」と答えていて、そのうち330人（約43%）が「今後、仕事をしたい」と答えており、就労へのニーズの高さが読み取れます。

市民アンケート調査結果では、問29「地域生活の中で悩んだり、困ったりした時、相談した人から問題解決のために適切な窓口を紹介されましたか。」という問いに対して「まだ相談していない」（47.8%）が最も多い回答でした。

《図表27》





また、地域別意見交換会では、「緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいる。」という意見や「一人暮らしの障害者の中には、福祉サービスを受けるための申請書類が郵送されても記入できない方がいるので、相談支援事業所にも情報提供してほしい。」という意見、市社会福祉協議会各部部会会員からは「相談しやすい場、環境の整備、制度、専門職育成などできる対策を行う必要がある。」といった意見がありました。

本市の自殺者数については平成14年（2002年）をピークに平成10年代（1998年代）は各年平均98人の自殺者数で経過しています。その後、自殺者数は減少傾向にありますが、令和4年（2022年）においては、68人の尊い命が自殺によって失われました。

また、令和4年度（2022年度）に実施した「こころの健康に関する市民意識調査」の結果では、およそ7人に1人が、これまでに本気で自殺を考えたことがあると回答されました。

平成31年度（2019年度）に横須賀市自殺対策計画を策定し自殺防止に向けて取り組んでおりますが、計画期間満了にともなう見直しを行い、本市の相談支援体制を強化し自殺防止対策を更に推進していく必要があります。

これらの結果から、各福祉分野における既存の相談支援体制の充実とともに、各相談窓口の連携強化が課題となっていると考えられます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政といった関連する相談窓口を紹介します。
- ・ あらゆる地域住民が参加できるような行事や活動を企画し、地域へ働きかけます。
- ・ 特技や趣味活動など、誰もが気軽に地域福祉活動へ参加できるきっかけをつくります。
- ・ 行事・催しの参加者にも、地域福祉活動への協力を募ります。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。
- ・ 地域包括支援センターや障害者サポートセンターは、高齢者、障害者の地域の相談支援機関として各種制度の案内や情報提供を行うほか、福祉関連の各種申請手続きに関する相談に応じます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 生活福祉資金貸付の相談・支援のほか、各種機関や団体等と連携して、利用できる制度の案内や情報提供を行います。
- ・ 職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など行政との連携強化を図ります。

### ◎行政の取り組み

- ・ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」では、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。
- ・ 頼れる身寄りがない低所得の高齢者等の最後の時の不安を解消し、権利と尊厳を守るために自宅など相談者の身近な場所で、葬儀・納骨などの死後事務の相談を行います。
- ・ 大切な個人の終活情報を預かり、いざという時には警察や病院等の照会に対応し、個人の意思を守ります。
- ・ 一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、制度の周知啓発、個人の能力に応じた就労の場の確保、職場定着に必要な援助等を行います。
- ・ 生活困窮世帯等に対し、引き続き自立相談支援や住居確保給付金の支給、食料支援等を行います。
- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象とした、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖を防止します。
- ・ 職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など市社会福祉協議会との連携強化を図ります。

### ○● 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ●○

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置を進めます。
- ・引き続き、自殺対策計画に基づき、自殺防止に向けての取り組みを推進します。
- ・横須賀市立うわまち病院と横須賀共済病院と連携し、自殺未遂者支援に取り組み、自殺未遂をした人の再企図を防止し、一人でも多くの方の自殺を防止します。
- ・NPO法人等との協定を継続し、チャット等SNSを活用した相談や休日・夜間など相談窓口のない時間帯の相談にも対応できるよう相談体制の充実・強化を図ります。

## (2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

### 施策の方向性

世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにある様々な困りごとを抱える人の課題解決のため、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる相談支援体制を拡充します。

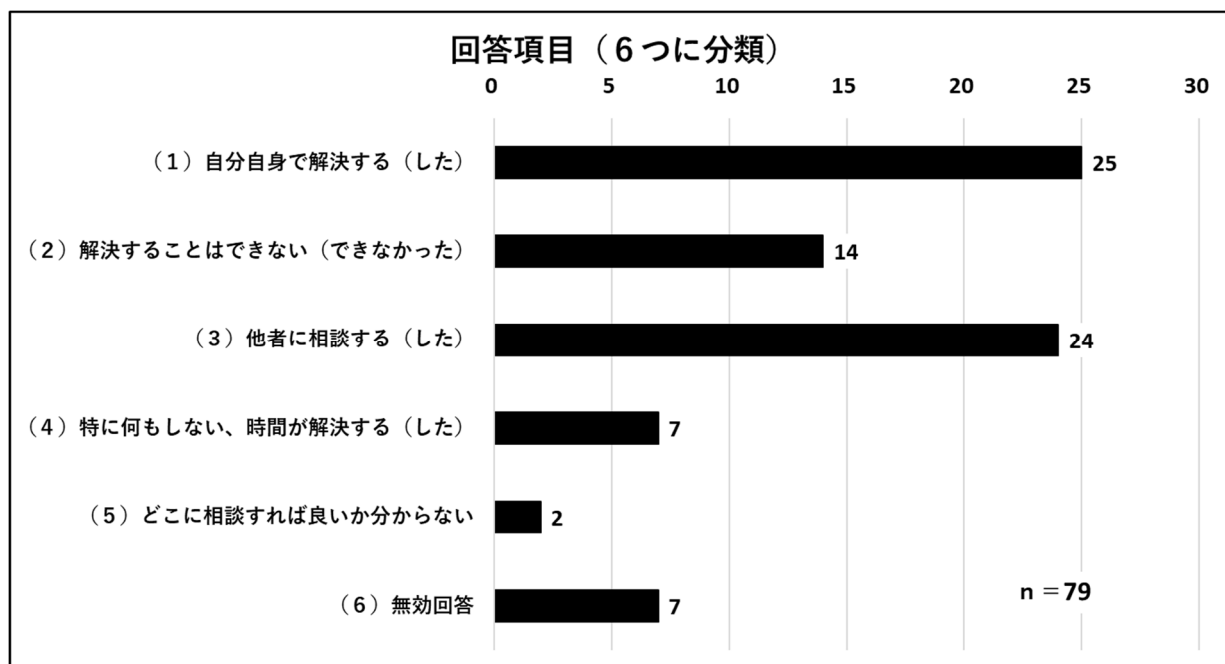
### 現状と課題

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、住民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援できないことがあります。

育児と介護を同時に行う「ダブルケア」や高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる「8050問題」など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の課題解決のため、多機関が連携して支援を行うことが求められています。

市民アンケート調査結果では、問30「抱えている悩みをどう解決しますか（しましたか）。」という問いに対して79件の回答（自由記述）がありました。

≪図表28≫



【自由記述 ※一部抜粋】

- ・ インターネットで、自身と同じ悩みを持っている人の意見を参考にしている。
- ・ インターネットや行政の情報の中から、選択して対応した。
- ・ 地域包括支援センターに相談し、ケアマネジャーを紹介してもらい助かった。
- ・ 親、家族、職場、友人・知人、行政、専門家、警察に相談した。

また、地域別意見交換会では、「休祝日に時間を問わず対応してくれる窓口が欲しい。」という意見がありました。

これらの結果から、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる体制の拡充が課題となっていると考えられます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政といった関連する相談窓口を紹介します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 「よこすか社協だより」やホームページなど様々な広報媒体により福祉制度や相談窓口の情報提供を行い、困りごとを抱えている人が適切に相談できるよう相談支援を行います。
- ・ 認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。

### ◎行政の取り組み

- ・ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」では、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度のはざまにある様々な困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携し、課題の解決を図ります。
- ・ 福祉LINE相談や日曜日の生活困窮相談、夜間福祉相談の試行を通じて、開庁時間帯に相談することができない人の相談を受け止め、できる限り早く相談窓口とつながることができ課題の解決に向けて動き出せるよう支援を行います。

### (3) アウトリーチ支援の拡充

#### 施策の方向性

ヤングケアラーやひきこもりなど困りごとを抱えながら自ら相談に行くことができない人、そもそも困っている実感がないなどといった顕在化しにくい課題を抱えている人がいます。

潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができるよう地域の見守り体制を強化するとともにアウトリーチ支援を拡充し、必要な人に必要なサポートが届くよう継続的な支援を行います。

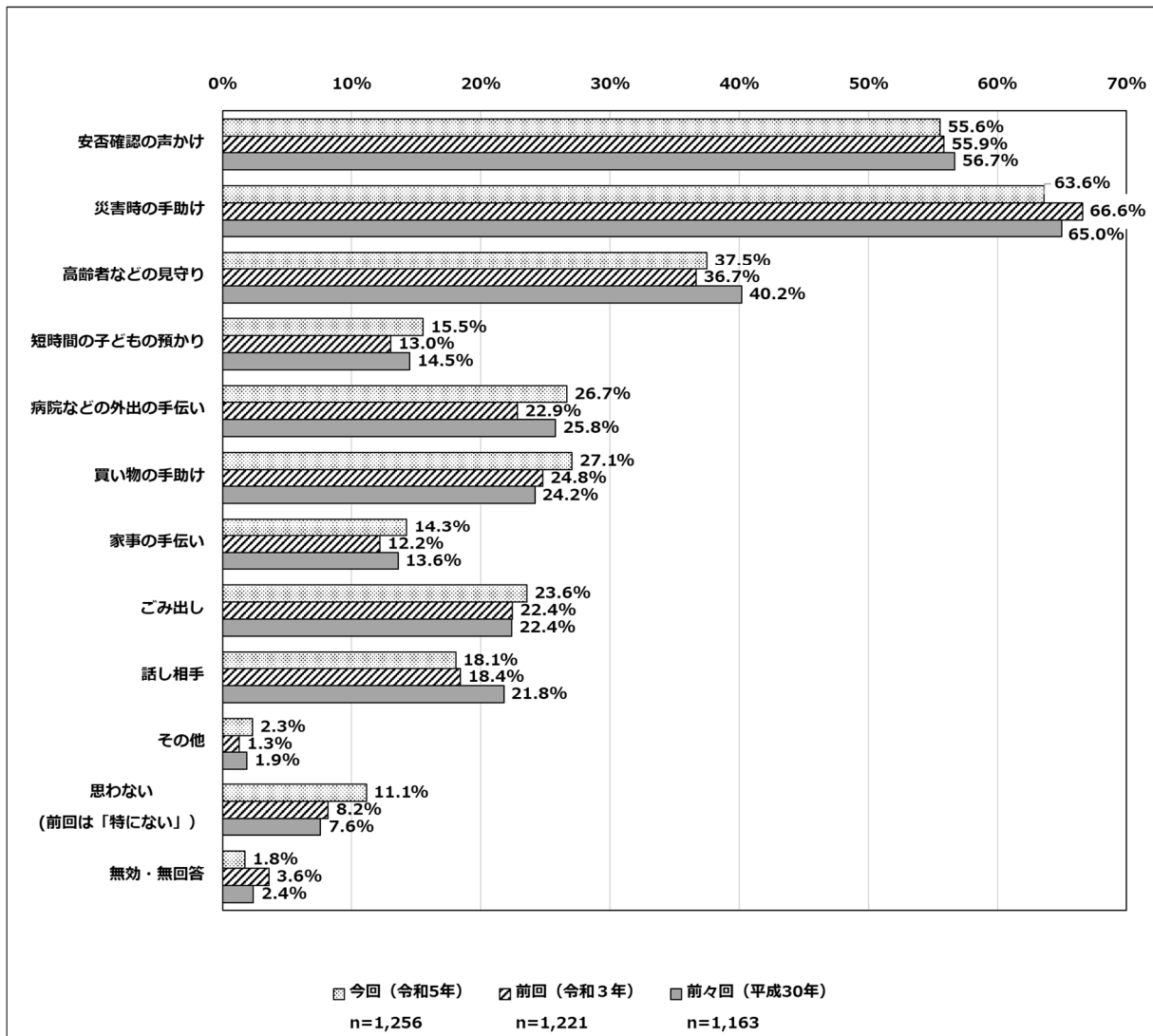
#### 現状と課題

制度のはざま、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合があります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

市民アンケート調査結果では、問22「自身や家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか。」という問いに対して「災害時の手助け」(63.6%)が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(55.6%)、「高齢者などの見守り」(37.5%)となっています。

《図表29》



また、地域別意見交換会では、「8050問題など、困っている実感がない人への対応が難しい。」という意見や「障害等専門的なケースワーカーを派遣してほしい。」という意見、市社会福祉協議会各部部会会員からは「本当に困っている人はそもそも相談に行くことができないと言われているので、アウトリーチなどは必要不可欠と感じる。」という意見や「児童・学生と高齢者、障害者、生活保護者の『はざまに位置する子どもたち』をどう保護・支援していくのか。」といった意見がありました。

これらの結果から、潜在的な困りごとを抱えた人に気付くことができる地域の見守り体制の拡充や継続的な支援の実施が課題となっていると考えられます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 日頃の関わりの中で、困りごとを抱えている人に気づいたら、福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政に連絡するよう促します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 他の福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政とともに困りごとを抱えている人を支えるための支援方法を検討します。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 横須賀あんしんセンターによる訪問、生活福祉資金など各種相談、民生委員児童委員活動などの中で気づいたケースについて、福祉施設・関係機関や行政とともに支援方法を検討します。
- ・ 各種福祉制度や相談窓口を周知するとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。

### ◎行政の取り組み

- ・ ひきこもりの人に対する家庭訪問、相談や就労準備等の継続的な支援を行います。
- ・ 地域の居場所づくりを進め、困りごとを抱えている人との接点を増やします。
- ・ 複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けられるよう、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。





## (4) 権利擁護の取り組みの支援【成年後見制度利用促進基本計画】

### 施策の方向性

虐待を重大な人権侵害として捉え、虐待を受けている人の属性に捉われることなく早期発見と迅速な問題解決に努めます。

また、病気、事故等による障害などの理由によってご自身で意思決定することに不安がある方の意思決定の支援や、決定された意思や権利の尊重、財産を守るための環境整備と地域の支援者等への普及啓発を図り、担い手の支援を進めます。

各種相談窓口等との連携を推進し、権利擁護支援チームによる円滑な支援を目指します。

### 現状と課題

病気、事故等による障害などの理由により、物事の判断が困難である方は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい場合があります。また、ご本人の状態によっては、ご自身で意思決定をすることに不安を感じており、財産管理や契約などの手続をすることができない場合もあります。

そういった権利擁護が必要な方を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう専門職団体・関係機関が連携・協力する「協議会」を設置しています。

協議会の運営及び地域における連携・対応強化の推進役である「中核機関」を「よこすか成年後見センター」として「ほっとかん」に設置しています。

困りごとを抱えている人が必要としたときに支援を受けられる体制のさらなる強化が課題となっていると考えられます。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 悩みや不安を一人で抱え込まず、相談できる人をつくります。
- ・ 悩みや不安を抱えている人がいたら、本人に断ったうえで福祉施設・関係機関や市社会福祉協議会・行政に連絡します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 支援が必要な人について、行政とともに地域で支え合う仕組みづくりを進めます。
- ・ 地域住民を対象とした講演会を開催するなど、地域における仲間づくりを進めます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。
- ・ 市から事業を受託し、「横須賀あんしんセンター」において、権利擁護の担い手として市民後見人を養成します。
- ・ 権利擁護についての情報発信を行うとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。
- ・ 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行います。また、裁判所から後見人等として選任された市民後見人の養成と活動支援を行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に設置する成年後見センターが、電話や、面接・訪問などの相談支援を行います。本人の状態に応じて、日常生活自立支援事業又は成年後見制度を活用することにより権利擁護支援を適切に行います。
- ・ 虐待をしてしまう世帯の背景に寄り添い養護者と本人との家族関係を再構築していけるよう相談支援を行い、医療・介護サービスのほか、必要な制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援します。

## (5)防犯・再犯防止に関する取り組みの推進【横須賀市再犯防止推進計画】

### 施策の方向性

地域団体や関係機関等と連携して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。とりわけ犯罪をした人等が、再び罪を犯すことなく社会に復帰できるよう、再犯防止や更生保護について地域の理解を深めるとともに、更生保護諸活動を行う民間協力者の活動を支援し、関係機関等と連携して、支援を必要とする人を適切な保健医療・福祉サービスにつなげ、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### 現状と課題

「横須賀市の地域別刑法犯認知件数（地域支援部作成）」によると、本市における刑法犯の認知件数は、平成14年（2002年）の7,214件をピークに令和2年には1,135件まで減少しましたが、令和4年（2022年）は1,479件に増加しています。また、本市における令和3年（2021年）の再犯者率は51.2%で、全国の再犯者率48.6%を上回っている状況にあります。

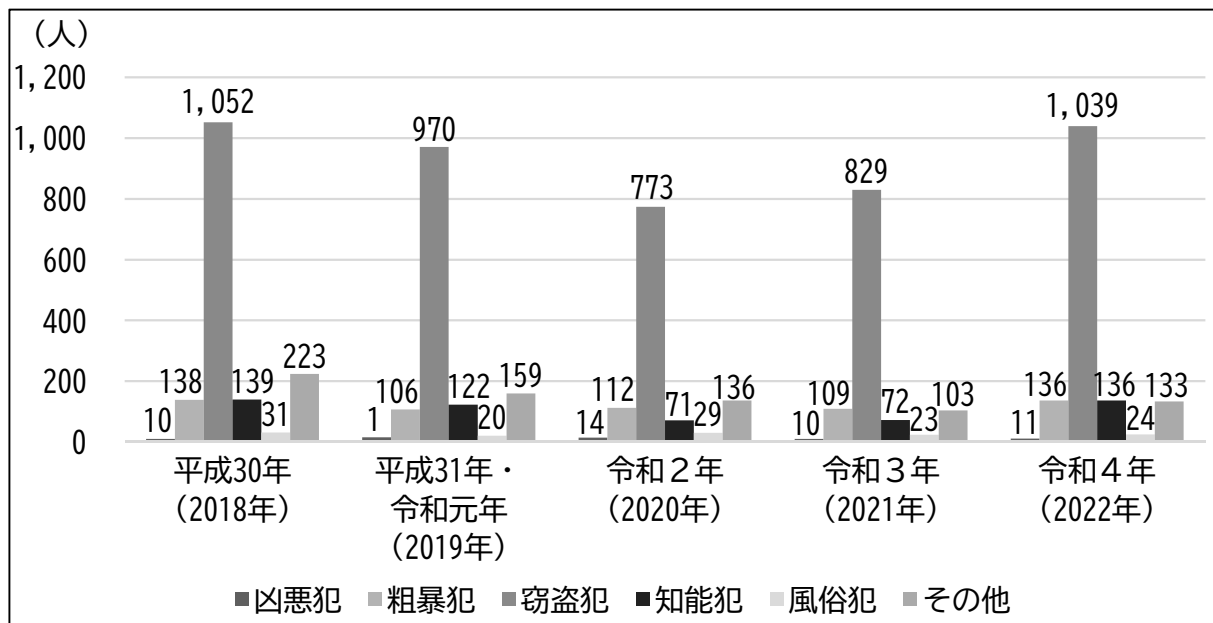
安全で安心なまちづくりのためには、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、市や市民、関係機関等それぞれが役割を担い、連携及び協力を図りながら、防犯のための取り組みを進めることが重要です。

また、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がないなど、社会復帰後の生活がうまくいかず再犯に至るケースがあり、さらに高齢や知的障害、薬物依存など、困難な課題を抱えている人が多く存在します。

そのような人が再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人を孤立させることなく、必要な支援につなげていくことが課題となっていると考えられます。

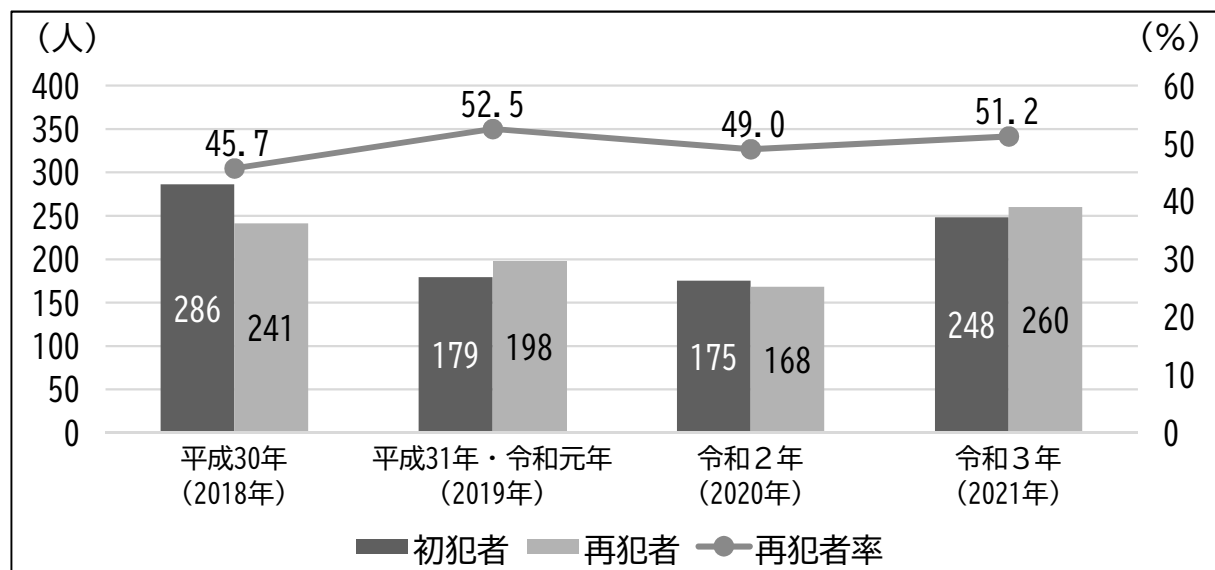
合わせて、地域の目が再犯を踏みとどまらせることにつながるので、温かい見守りを含めた防犯活動の継続も課題となっていると考えられます。

《図表30 横須賀市の刑法犯罪名別認知件数》



《図表31 横須賀市における初犯者・再犯者別刑法犯検挙人員数

及び再犯者率（少年を除く）》



出所) 法務省東京矯正管区から提供された犯罪統計に関するデータを基に地域支援部作成

※横須賀警察署、田浦警察署、横須賀南警察署（旧浦賀警察署）で横須賀市を管轄

## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 防犯パトロールを行っています。
- ・ 青少年の非行防止パトロールを行っています。
- ・ 児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行っています。

写真掲載予定

市内一斉防犯パトロールの様子

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 防犯パトロールを行います。
- ・ 青少年の非行防止パトロールを行います。
- ・ 児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行います。
- ・ 犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の立ち直りを支え、安全で安心な地域社会を築くことを目指す“社会を明るくする運動”等に参加します。

写真掲載予定

写真掲載予定

“社会を明るくする運動”の様子

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域等において防犯・非行防止活動を実施します。
- ・ 横須賀保護司会、横須賀地区更生保護女性会の主催、または地区社会福祉協議会等と共催して“社会を明るくする運動”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 民生委員児童委員の支援と保護司の協力を得て、矯正施設出所後の生活の安定に向けた資金貸付の相談等に応じます。
- ・ 各地区において、横須賀保護司会等と連携して“社会を明るくする運動”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。
- ・ 市社会福祉協議会の保護司部会を通して横須賀保護司会の活動を支援します。

### ◎行政の取り組み

- ・ 横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会を設置し、地域団体、防犯関連団体、事業者、警察、県、市等が連携・協働して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。
- ・ 警察署、関係団体、町内会・自治会の協力と参加を得て、防犯講演会等を開催します。
- ・ 本市全域の町内会・自治会等の団体を対象に、地域安全パトロール活動を活発化させ、自主防犯活動の中心的役割を担っていただくための「地域防犯リーダー」の養成講座を開催します。
- ・ 警察署と連携し、よこすか防犯あんしんメールの登録者のスマートフォンやパソコン等に、犯罪に関する情報をお知らせします。
- ・ 町内会・自治会等が設置する防犯カメラの設置費を補助します。
- ・ 地域における防犯パトロール等に対し、関係物品を支給・貸与します。
- ・ 青少年の非行防止のための繁華街等パトロールを実施し、講座を開催します。
- ・ 20歳までの子ども・青少年、その保護者からの非行防止に関する相談に応じます。
- ・ 本人、家族からの依存症に関する相談に応じます。
- ・ 横須賀市再犯防止対策連絡会議を設置し、住居、就労、入口支援、薬物等、再犯を防止するための課題や対策等について、関係機関・団体と共有し、連携強化を図ります。(平成31年度・令和元年度(2019年度)から)
- ・ 本市における更生保護の拠点である更生保護サポートセンターの設置(平成25年度(2013年度)から)、その他保護司活動に必要な場所を市が提供する等により、横須賀保護司会の活動を支援します。

- 横須賀地区更生保護女性会の事務局を地域支援部市民生活課内に置き、活動を支援します。
- 保護司や更生保護女性会会員の担い手不足が深刻化していることから、情報共有や連携強化を進め、人材の確保を支援します。
- 保護観察所等の関係機関・団体と連携し、“社会を明るくする運動”、再犯防止啓発月間等の取り組みを通して、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。
- 様々な課題を抱えた支援を必要とする人に対し、関係機関等と連携して、適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。
- 犯罪をした人等を雇用し立ち直りを支える協力雇用主について、入札参加資格（格付け制度）に評価項目を追加します。（平成31年度・令和元年度（2019年度）から）





### 3 多様な担い手の育成・参画の推進

#### (1) 地域福祉の担い手の育成・参画の推進

##### 施策の方向性

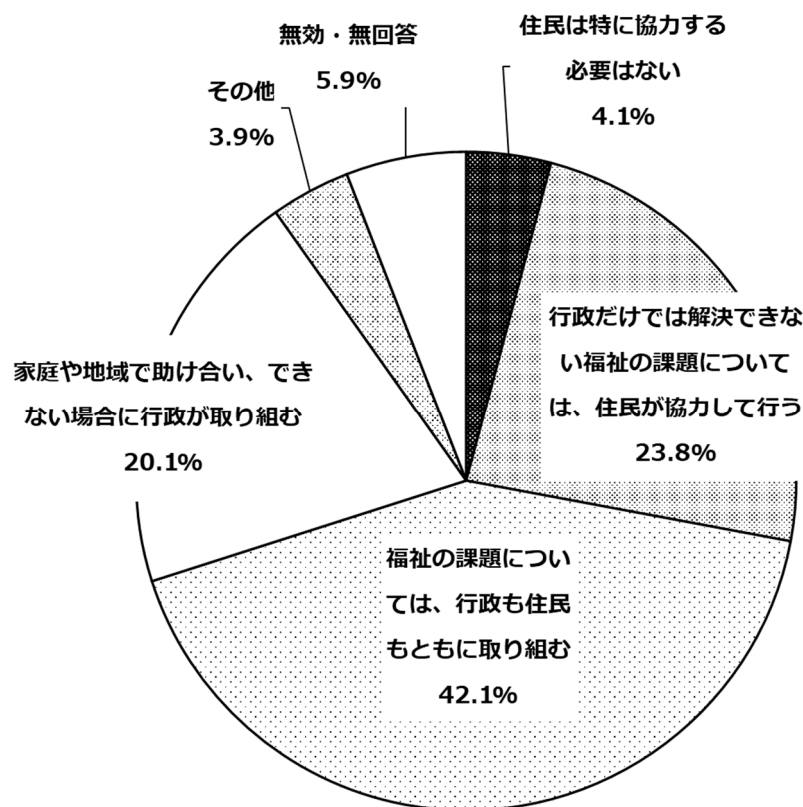
住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民自身が地域福祉の担い手の一人として主体的に関わる中で困りごとを地域で解決することも重要です。

住民一人ひとりが自らの意欲・関心に応じて、自分の能力を生かして地域で活躍することができるよう、担い手の育成・参画の推進や、次世代の担い手への継承を支援します。

##### 現状と課題

市民アンケート調査結果では、問26「福祉における課題の解決方法について、あなたの考えに最も近いものを教えてください。」という問いに対して「福祉の課題については、行政も住民もともに取り組む」(42.1%)が最も多い回答でした。

《図表32》



また、地域別意見交換会では、「現役世代への引継ぎができていない。」という意見や「民生委員児童委員やボランティア等の担い手が不足している。」という意見がありました。

これらの結果から、地域福祉の担い手の育成・参画の推進や現在活動している担い手に対する負担軽減の取り組みの継続、そして次世代の担い手への円滑な継承が課題となっていると考えられます。

#### 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ サロンの企画担当を当番制にして、みんながサロンを企画できるようになりました。
- ・ お祭りやイベントの企画や運営等を若手に任せ、時間が足りない準備の部分は高齢者が引き受けるといった形で分業することで次世代への継承を図っています。

#### 計画期間における各主体の取り組み

##### ◎地域住民の取り組み

- ・ 自らの関心に沿った活動や経験・技術・資格を活かすことができる活動などに積極的に参加します。

##### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域の活動団体を積極的に受け入れ、活動の場を確保します。

##### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ よこすかボランティアセンターにおいて、ボランティアの育成、活動の周知、ボランティア活動のマッチングを行います。
- ・ ボランティア団体相互の情報交換の場を設置するなど、参加促進に向けた取り組みを行います。
- ・ 様々な広報媒体で地域のボランティア活動の情報発信を行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 地域活動に関する講演会や情報交換会を開催するなど、情報発信、周知啓発を行います。
- ・ 地域活動に対する参加意向を持ちながらも参加に結び付いていない人材を発掘する取り組みを検討します。
- ・ 意欲のある民生委員児童委員が活動を続けられるよう、引き続き民生委員児童委員への依頼事項の見直し等を行います。
- ・ 消防団や商工会議所など、より多様な地域の担い手と意見交換する場の開催を検討します。
- ・ 新しい担い手の確保に向け、民官連携を促進します。



## (2) 地域福祉に関わる専門職等の確保・養成

### 施策の方向性

複合化・複雑化した福祉課題に対応するため、福祉事業所等の合同企業説明会への参加支援などの人材確保及び福祉分野の専門職等に対する研修の充実に取り組みます。

### 現状と課題

少子・高齢社会の到来等により、福祉サービスに対するニーズはますます増大することが見込まれています。

また、核家族化や価値観の多様化から福祉サービスも多様化しています。

福祉の各分野では利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉分野の専門職等の確保・養成が極めて重要です。

一方で、2025年以降は全国的に「高齢者人口の急増」という局面から「生産年齢人口の急減」という局面に移行すると見込まれています。

このため、専門職等の確保・養成に加えて高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進やサービスの質の向上、従事者の負担軽減が課題となっていると考えられます。

### 計画期間における各主体の取り組み

#### ◎地域住民の取り組み

- ・ 自らが持つ経験・技術・資格を活かし就労します。

#### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

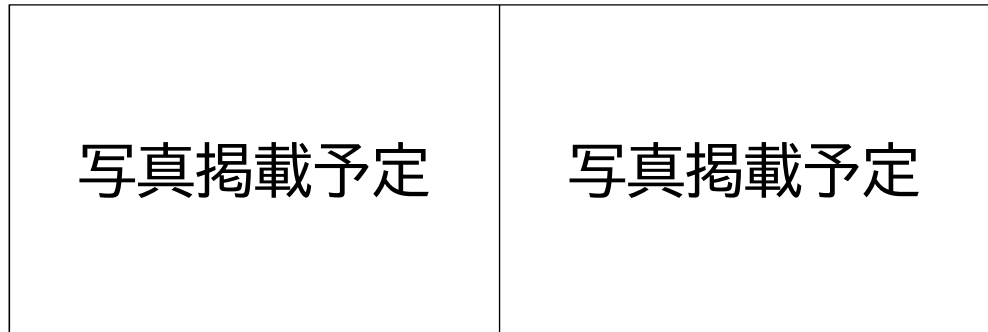
- ・ 先進的な技術を積極的に導入し省力化を図ることで、職員が地域で住民と交流することができる仕組みづくりを進めます。
- ・ 職員に対し、福祉の各分野に関する研修参加を促します。

#### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域の様々な社会資源と連携した事業を展開するため、これまで以上に各地区等の事業や行事に積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 職員への福祉分野に関する研修の実施や資格取得を奨励し支援します。
- ・ 福祉分野の人材育成のための事業を展開します。
- ・ 福祉分野の学生のための実習やインターンシップ等を積極的に受け入れます。

◎行政の取り組み

- ・ 福祉専門職に対する研修を実施し、質の向上を図ります。
- ・ 福祉人材の確保に向けた取り組みを支援します。
- ・ 先進的な技術の普及啓発に努め、福祉専門職等の負担軽減を図ります。



横須賀市保育園保育士等就職セミナー・相談会の様子

### (3) 福祉団体の活動の支援

#### 施策の方向性

地域の多様な福祉団体の活動の周知等を支援していきます。

また、本市における地域福祉の中心的な役割を果たす市社会福祉協議会について、運営支援を行うとともに情報共有や活動の支援を行います。

なお、市社会福祉協議会では、地域福祉推進のために活用されている「赤い羽根共同募金」等の共同募金事業を引き続き推進していきます。

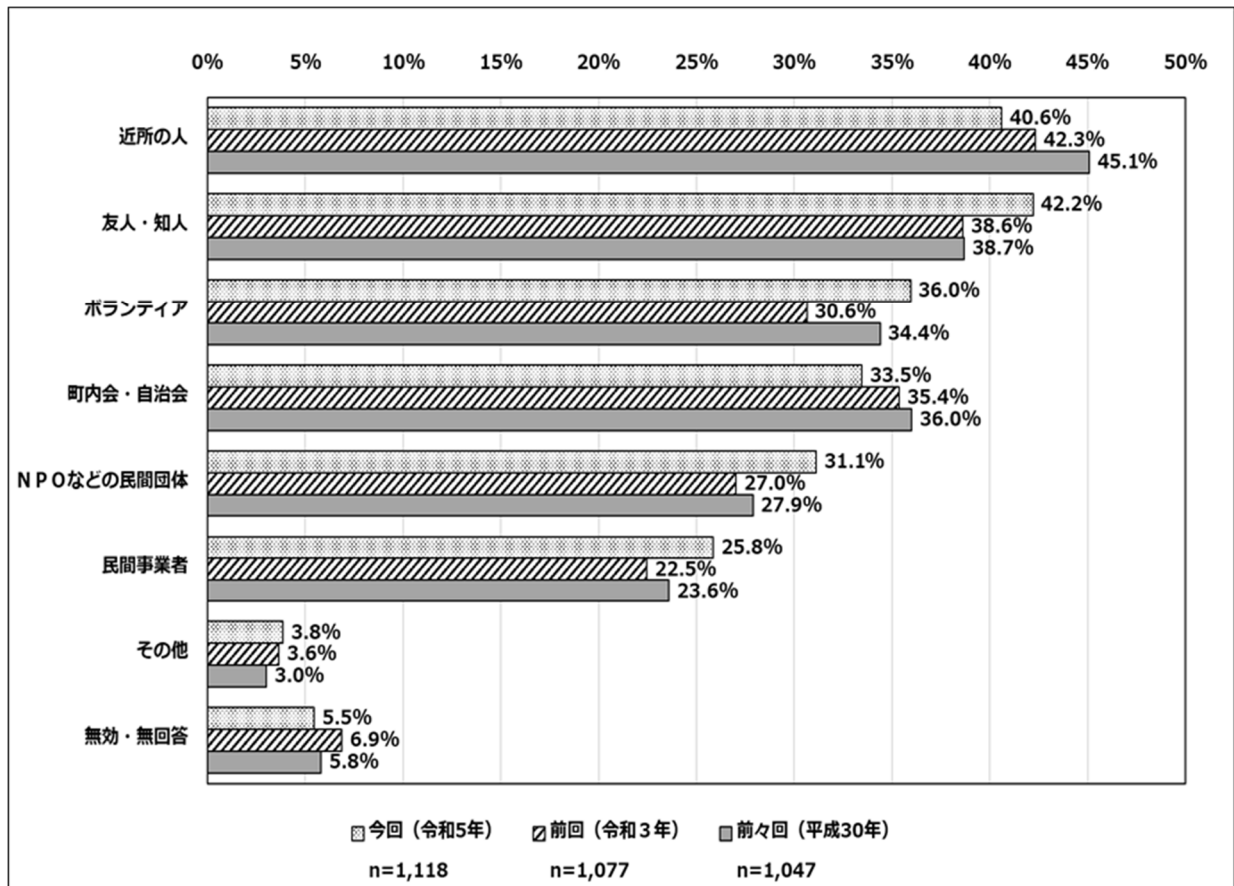
#### 現状と課題

市民アンケート調査結果では、問23「これらの地域の手助けを誰にしてほしいと思いますか。」という問いに対して「友人・知人」が42.2%で最も多く、次いで「近所の人」(40.6%)、「ボランティア」(36.0%)、「町内会・自治会」(33.5%)となっています。

また、地域別意見交換会では、「高齢者の中には、町内にある坂道を自力で下りられない方もおり、買い物の同行支援等を必要としている。」という意見や「福祉団体の活動が地域住民に周知されていない。」という意見がありました。

これらの結果から、福祉団体の活動の支援が課題となっていると考えられます。

《図表33》





## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 住宅展示場のモデルハウスを無料で貸してもらい、子育てサロンを開催しました。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 地域の多様な福祉団体の活動を知り、活動に参加します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 地域の多様な福祉団体の活動を知り、福祉団体と協働する事業を実施します。
- ・ 地域内のさまざまな個人、団体や地元商店、企業、学校、福祉施設・関係機関などの地域資源同士が、互いの得意分野を持ち寄って協力します。
- ・ 県立保健福祉大学など、横須賀らしい地域資源とともに協力できる関係をつくります。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域福祉の拠点として、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンターを引き続き支援します。
- ・ ボランティアの養成及びボランティア活動に関する周知啓発を行います。
- ・ 様々な広報媒体で地域福祉活動の情報発信を行います。
- ・ ボランティアセンターへの『ワンコインボランティア』の導入を検討します。
- ・ 共同募金への理解を広く促進し、地域住民をはじめ、様々な法人、機関、団体等の理解と参加による共同募金事業を展開します。
- ・ 職員の人事交流のほか、財源、人材育成などの支援や協力体制など、横須賀市との連携強化を図ります。

### ◎行政の取り組み

- ・ 福祉団体の担い手不足など時代の変化に即した新たな活動支援の在り方を市社会福祉協議会とともに検討します。
- ・ 地域団体同士が情報交換・意見交換を行うなど福祉団体相互が連携できる仕組みづくりを進めます。
- ・ 市社会福祉協議会と人事交流や研修等の実施を通して顔の見える関係づくりを進めます。
- ・ 地域福祉の中心的な役割を担う市社会福祉協議会を引き続き支援し、機能強化を図ります。



## 4 心のバリアフリーの促進

### (1) 他者に対する思いやりの心の醸成

#### 施策の方向性

学校教育における総合的な学習の時間等を利用して福祉教育を推進します。

また、社会福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場を身近にし、子どもたちから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

このような福祉教育・体験などを通して心のバリアフリーの普及・啓発を図ることで他者に対する思いやりの心を醸成します。

#### 現状と課題

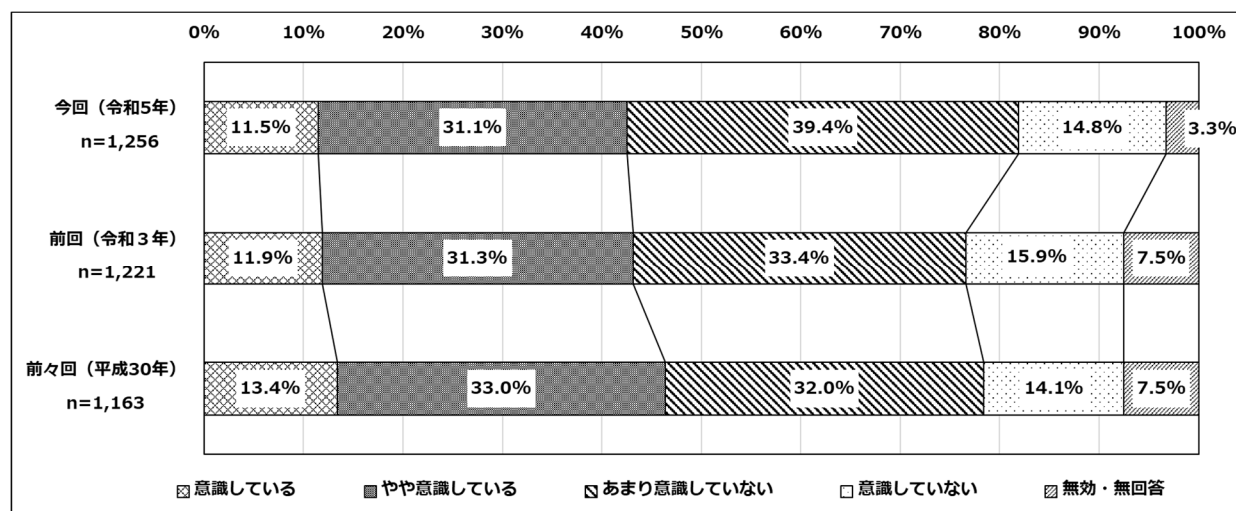
市民アンケート調査結果では、問44「あなたは日頃、『心のバリアフリー』を意識していますか。」という問いに対して「意識している」、「やや意識している」の割合の合計が約43%となっており、平成30年度（2018年度）調査と比較して約3ポイント低下しています。

お互いの立場や価値観を尊重することは支え合いの地域づくりを進める基礎となるため、地域において福祉学習や交流の機会を継続的に持つ必要があると考えられます。

また、地域別意見交換会では、「現役世代の地域への関心が失われている。」という意見がありました。

これらの結果から、他者に対する思いやりの心の醸成が課題となっていると考えられます。

《図表34》



## 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 市内の多くの学校では総合的な学習の時間を利用して福祉教育が行われています。
- ・ 障害がある子もない子も一緒に学校行事に参加して、障害の有無に関わらず、みんなで活動する取り組みをしている学校があります。
- ・ 高齢者との交流やパラスポーツ体験等、小学校4年生で福祉教育を取りあげていることが多いです。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 市社会福祉協議会や行政等が実施する講座等に参加し、他者に対する理解を深めます。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 福祉体験の場や機会を提供することで、地域住民が障害、介護、子育て等を身近なこととして受け止める機会を提供します。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 福祉施設等と連携を図りながら、福祉体験の場や機会を提供します。
- ・ 小・中・高等学校ボランティアスクール等を通して、地域の多様な人との交流の場を提供します。
- ・ 身近な福祉を体験できるイベントを実施します。

### ◎行政の取り組み

- ・ 学校教育における総合的な学習の時間等を活用して、引き続き福祉教育を推進します。
- ・ 「誰も一人にさせないまち」の実現を目指し、引き続き基本理念として掲げ続けます。
- ・ 障害者施設や学校と協力して、地域一帯で参加できるイベントの開催を検討します。
- ・ 公共施設等を各活動のシンボルカラーでライトアップするなど、啓発活動を推進します。
- ・ 他者に対する理解や多様性の理解を進めるため、引き続き啓発事業を実施します。

## (2) ソーシャルインクルージョンの促進

### 施策の方向性

地域で暮らす様々な人が年齢、性別、国籍、障害の有無、性自認等に関わらず、一人ひとり個性が尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様性を尊重する地域社会づくりを進めます。相互理解を深めることができるよう交流会などを実施します。

### 現状と課題

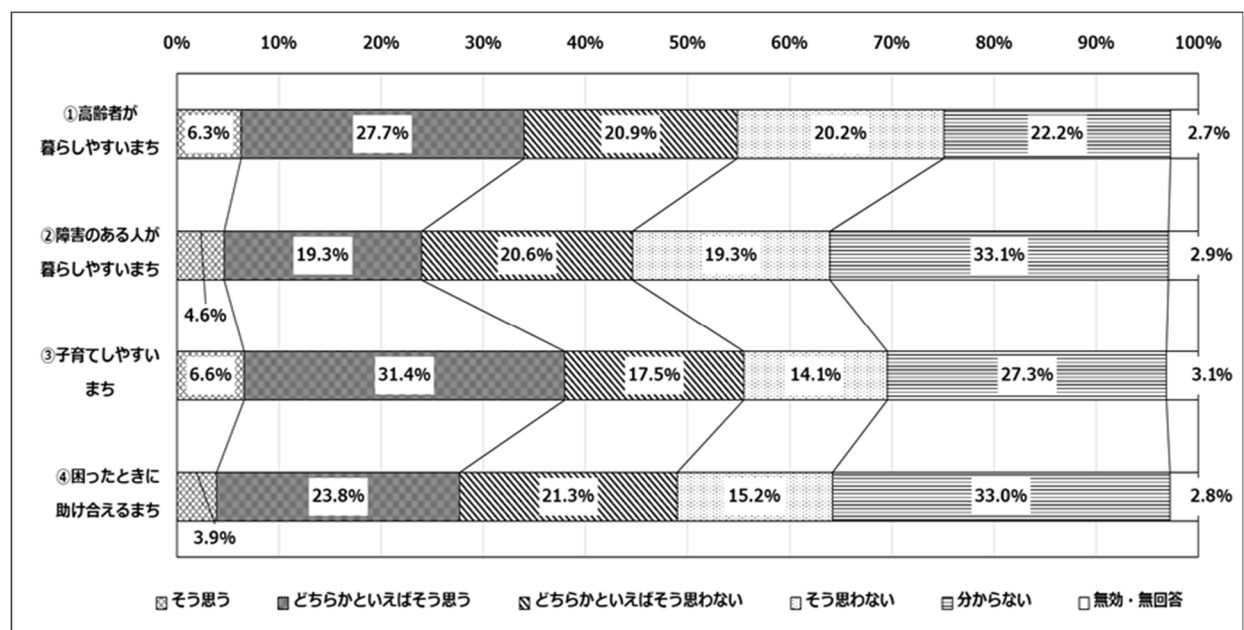
在住外国人数は市内総人口の約1.7%おり、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である人を含めると、その割合はさらに高まります。

また、本市のパートナーシップ宣誓証明制度の宣誓件数は令和5年（2023年）8月現在で44件となっています。

お互いを理解するための交流の場や、多様性を尊重するための周知啓発の取り組みが求められています。

市民アンケート調査結果では、問45「次のうち（①高齢者が暮らしやすいまち、②障害のある人が暮らしやすいまち、③子育てしやすいまち、④困ったときに助け合えるまち）横須賀市はどのようなまちだと思いますか。」という問いに対して回答の合計が多かったのは、「子育てしやすいまち」（38.0%）と「高齢者がくらしやすいまち」（34.0%）でした。

《図表35》



また、地域別意見交換会では、「障害者団体と地区社会福祉協議会とで協力し、障害者と住民の顔の見える関係を築きたい。」という意見や「地域に住む外国人と顔の見える関係性作りができていない。」という意見、市社会福祉協議会各部部会会員からは「家族・親族を対象とした企画により、互いの意見交換・意識変革を促すような場を設定してほしい。」といった意見がありました。

これらの結果から、多様性を尊重する地域社会づくりや相互理解の促進が課題となっていると考えられます。

#### 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 施設における地域との交流は、行事の時に限ったことではなく、地域の一人として日常的に関わっています。
- ・ 相手との違いについて、柔軟性をもって受け入れていけるような地域の雰囲気づくりに努めています。

#### 計画期間における各主体の取り組み

##### ◎地域住民の取り組み

- ・ 市社会福祉協議会や行政等が実施する講座等に参加し、他者に対する理解を深めます。
- ・ 地域にはさまざまな病気や障害、子育て、介護などの悩みを抱える人たちがいることを理解し、自分のできることで応援します。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 市社会福祉協議会や行政と連携し、ソーシャルインクルージョンに関するイベントなどを開催します。
- ・ 身近な相談者となりうる職員がソーシャルインクルージョンに関する正しい知識を習得できるよう研修等に参加する機会を作ります。
- ・ さまざまな病気や障害、子育て、介護などの悩みを抱える人たちを、専門性や機能を生かして支援します。
- ・ さまざまな病気や障害の内容や、子育て、介護などの悩みによって、周囲の理解や支援を必要とする人たちについて、正しく理解してもらえよう伝えます。
- ・ 障害者への偏見を取り除くために、地域住民と直接顔を合わせる機会を設けます。
- ・ 障害者施設（調理室やステージ等）を利用してもらい、地域の集まりやイベントを開催します。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 身近な相談者となりうる職員がソーシャルインクルージョンに関する正しい知識を習得できるよう研修等に参加する機会を作ります。
- ・ 障害者団体と地区社会福祉協議会とで協力し、障害者と地域住民の顔が見える関係性づくりに努めます。

### ◎行政の取り組み

- ・ 外国人生活相談や日本語会話サロン等を開催し、多文化交流を推進します。
- ・ L G B T Q + の正しい知識の周知・啓発を図るため、広報に努めるとともに講座等を開催します。
- ・ 身近な相談者となりうる職員・教員がソーシャルインクルージョンに関する正しい知識を習得できるよう研修等に参加する機会を作ります。





### (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの推進

#### 施策の方向性

情報発信の在り方を見直し、高齢者、障害者を含め誰もが、その人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりを推進します。

#### 現状と課題

視覚・聴覚等に障害のある方が円滑に意思疎通できるよう、要望に応じて個別に点訳・音訳を行ったり、手話通訳者・要約筆記者を派遣したりするなど、日常生活のコミュニケーションを支援しています。

また、地域別意見交換会では、「市の広報などインターネット等を経由して発信される情報が増える中で、インターネット等で情報を得ることが難しい人に配慮してほしい。」という意見や「地域の銀行や病院、薬局と連携し、地域のイベント情報を得る機会を増やしたい。」という意見がありました。

これらの結果から、ICTを活用することに加え、デジタル・デバイド（情報格差）を解消するなど、誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりが課題となっています。

#### 地域別意見交換会等で示された好事例

- ・ 地域において点訳・音訳ボランティア団体や、手話サークルが活動しています。

## 計画期間における各主体の取り組み

### ◎地域住民の取り組み

- ・ 地域で活動する若い世代がスマートフォンの使い方を教えます。

### ◎福祉施設・関係機関の取り組み

- ・ 身近な相談者となりうる職員が、相談者の状況に寄り添う形でコミュニケーションができるよう、意識の醸成や環境づくりを行います。

### ◎市社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域における手話サークルなどと支援を必要とする人のマッチングを行います。
- ・ ホームページ等を利用した地域における福祉に係る情報発信・情報提供・情報共有を進めます。
- ・ よこすかボランティアニュースやホームページ等を利用した地域のボランティア活動の情報発信を行います。

### ◎行政の取り組み

- ・ 手話通訳者、要約筆記者、音訳者、点訳者の養成を行い、誰もが情報を共有できる体制づくりを推進します。
- ・ 外国人にも分かりやすい、多言語、やさしい日本語、分かりやすい表現の使用に努めます。
- ・ SNSなど新しい情報発信ツールを活用し、誰もがその人に合った手段・方法で必要な時に必要な情報を共有できる仕組みづくりを推進します。
- ・ 現役世代と高齢者の関係性を築くために、地域の現役世代と協力した高齢者向けのLINE教室の開催を検討します。
- ・ 希望する人がICTを活用できるよう、引き続きパソコン教室・スマホ教室等を開催します。

### ○● スマートフォンが視覚障害者の“眼”となる ●○

テキストを読み上げたり、誰が近くにいるかといったことを認識することができるアプリが開発されています。

テキストを認識する際には、全ての端が写真に含まれるようカメラの位置を音声でガイドしてくれます。複雑なレイアウトや図・表をのぞき、このアプリを使うことで、スマートフォンが職場や家庭など様々な場面で高性能な「眼」として活躍します。



## 第5章 地域福祉の推進体制

---

## 第5章 地域福祉の推進体制

### 1 評価指標の設定

個別事業については各個別計画で規定し進捗管理をしていること、地域福祉に関する施策の多くは、事業との因果関係が明確でないため、本計画においては数値目標を設定していません。

一方で、施策の効果を評価するためには、一定の尺度が必要となります。

このため、本計画においては、市民アンケートの回答の変化をもって定性的な評価を行います。

《図表36》

NO.	項目	基準値(現状) 令和5年度 (2023年度)
1	今後も「今住んでいるところに住み続けたい」、「市内のどこかに住み続けたい」と回答した人の割合	83.4%
2	問題解決に適切な窓口を「紹介された」と回答した人の割合	18.4%
3	近所付き合いに対する考え方のうち、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」、「わずらわしいと思うこともあるが、必要である」と回答した人の割合	69.7%
4	今後地域活動に「ぜひ参加したいと思う」、「できれば参加したいと思う」と回答した人の割合	45.3%
5	福祉に「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した人の割合	60.1%
6	心のバリアフリーを「意識している」、「やや意識している」と回答した人の割合	42.6%
7	高齢者が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	34.0%
8	障害のある人が暮らしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	23.9%
9	子育てしやすいまちに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	38.0%
10	困ったときに助け合えるまちであるという問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	27.7%

## 2 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であると同時に受け手としても福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。

そのためには、住民、関係機関、行政といった各主体がお互いにつながり、協力し合える環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

また、本計画で取り上げた施策の方向性は、日常生活における困りごとの解決の取り組みであることに加え、地域の関係者同士が顔の見える関係を重層的に築くといった住民一人ひとりの参画が不可欠な取り組みでもあります。

このため、横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会における進行管理・評価に加えて、各地域における懇談会等を実施し、計画の推進を図ります。

なお、市及び市社会福祉協議会は本計画に位置付けられた各事業の財源確保に努め、計画の着実な推進を図ります。

- 横須賀市社会福祉審議会

本計画は、市と市社会福祉協議会とが一体的に策定した計画であるため、計画の評価・推進体制も一体的である必要があります。

このため、市の福祉施策の諮問機関である横須賀市社会福祉審議会において、現状把握や施策の推進方法などについて総合的に検討・評価を行うこととします。

- 地域における懇談会

本計画は、住民、関係機関、行政といった各主体が協働して推進する計画であるため、住民目線による評価も不可欠です。

このため、市と市社会福祉協議会とが一体となって地域における懇談会を開催し、地域住民の意見聴取を行います。

また、地域住民が開催する懇談会の場に、市や市社会福祉協議会の職員も積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めます。